

# 第二次筑紫野市地域コミュニティ基本計画



令和2年3月

筑紫野市



## はじめに



筑紫野市の地域コミュニティづくりは、昭和 51 年の（第一次）筑紫野市総合計画にさかのぼります。筑紫野市総合計画では、市民参加を実現する最も基礎的で強力な母体がコミュニティであるとして、コミュニティ施設の整備などを進めてきました。

地域コミュニティづくりが大きく前進したのは、平成 23 年度から平成 26 年度にかけて、7 つのコミュニティ運営協議会が設立されたことによります。

平成 28 年には「筑紫野市地域コミュニティ基本計画」の策定や「筑紫野市コミュニティパートナーシップ協定」の締結を行い、コミュニティ運営協議会の活動拠点であるコミュニティセンターの整備や地域コミュニティづくり交付金の創設など、各種支援を行うことで、コミュニティ活動の基盤づくりを進めてきました。

また、各コミュニティ運営協議会では「地域まちづくり計画」が策定され、地域課題の解決に向けた取組みや市との協働によるまちづくりが継続的に進められています。

この第二次地域コミュニティ基本計画は、少子高齢化が進行する社会において、地域が抱える課題を地域自らで解決する「地域コミュニティによるまちづくり」の取組みを定着させ、今後さらに推進するため、今までの取組みを踏まえ、地域コミュニティに対する市の支援制度や事業について基本的な考え方を示すものです。

本計画により、地域コミュニティが主体的かつ活発に運営される、持続可能な共助社会づくりを目指してまいります。

本計画策定に当たって、ご協力いただきましたコミュニティ運営協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民・関係機関・団体の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後も地域コミュニティづくりの推進に向けてご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 3 月

筑紫野市長 藤 田 陽 三

# 目 次

## 序 第二次基本計画の目的と策定体制

1. 地域コミュニティの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
2. 第二次基本計画の目的と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
3. 第二次基本計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
4. 第二次基本計画策定の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5

## I 筑紫野市の地域コミュニティ

1. 地域コミュニティ施策の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 9
2. コミュニティ運営協議会の性格と位置づけ・・・・・・・・ P. 9
3. (第一次) 地域コミュニティ基本計画の評価・・・・・・・・ P. 13
4. コミュニティ運営協議会ヒアリング・・・・・・・・ P. 14

## II 各コミュニティの現状と課題

1. コミュニティ運営協議会の現状・・・・・・・・ P. 19
2. 各コミュニティの現状・・・・・・・・ P. 21
3. コミュニティ運営協議会への支援の概要・・・・・・・・ P. 36

## III 地域コミュニティの将来ビジョン

1. 地域コミュニティの将来ビジョン・・・・・・・・ P. 39
2. 第二次基本計画の成果指標と目標数値・・・・・・・・ P. 41

## IV 地域コミュニティ施策

1. 施策の体系・・・・・・・・ P. 45
2. 施策の概要・・・・・・・・ P. 46
3. 施策の推進に向けて・・・・・・・・ P. 64

## 参考資料

1. 地域に関わる用語の定義・・・・・・・・ P. 69
2. 筑紫野市コミュニティパートナーシップ協定書・・・・・・・・ P. 75
3. コミュニティ、自治会の活動・・・・・・・・ P. 77

# 序 第二次基本計画の目的と策定体制



# 1. 「地域コミュニティ」の定義

我が国では、高齢化や少子化の進行に加え人口減少が進んでおり、また、都市化の進展や交通網の発達等による生活圏の拡大、人々の価値観の多様化など、私たちの暮らしのあり方が変化する中、安全安心のまちづくりや地域における支え合いの基盤、子育て支援の場など、さまざまな地域課題の解決に向けて地域の役割が期待されています。

このような中、筑紫野市では地域コミュニティづくりに向けた基本的な考え方をまとめるため、平成21年3月に「筑紫野市地域コミュニティ基本構想(以下、基本構想)」を策定しました。

一般的に、「コミュニティ」とは、「集団」あるいは「共同体」などと訳されます。

地域での生活に関わる自治会や隣組は地域のつながり、いわば「地縁」によるコミュニティです。

また、高齢者見守り、子育て、防犯といったテーマによる集団もコミュニティと言えます。

「コミュニティ」とは、要約すれば「共通の目的のために協力して活動を行う人々の集団」と言えます。

筑紫野市では、地域コミュニティ基本構想において、次のように定義しています。

一定の区域における、自治会・町内会等をはじめとする地縁団体や、まちづくり・子育て・防犯といった機能団体が、それぞれの特性を生かしながら、様々な地域の課題に取り組み、より安全で安心なまちづくりを目指す地域社会

## ■筑紫野市地域コミュニティ基本構想の概要

### 望ましいコミュニティの姿

分権  
参画  
自治



- ① 民主的で開かれたコミュニティ
- ② 地域の様々な問題や課題に自発的・主体的に取り組み、その解決をめざすコミュニティ

### コミュニティづくりの方向性

#### ①コミュニティの基盤と運営組織

自治会等の地縁団体と、ボランティアやNPOなど特定の目的を持った機能団体とが活動の枠を超えて、それぞれの特性を活かしつつ、補完し合いながら地域全体の機能を相乗的に高められるように地域を運営する。

#### ②コミュニティの区域

小学校区を基本単位とした地域コミュニティの形成に努める。ただし、地域の実情やこれまでの歴史的な背景を考慮し、当面は、7つのコミュニティ区域を設定する。

### 本市が取り組む重点施策（筑紫野市地域コミュニティ基本構想）

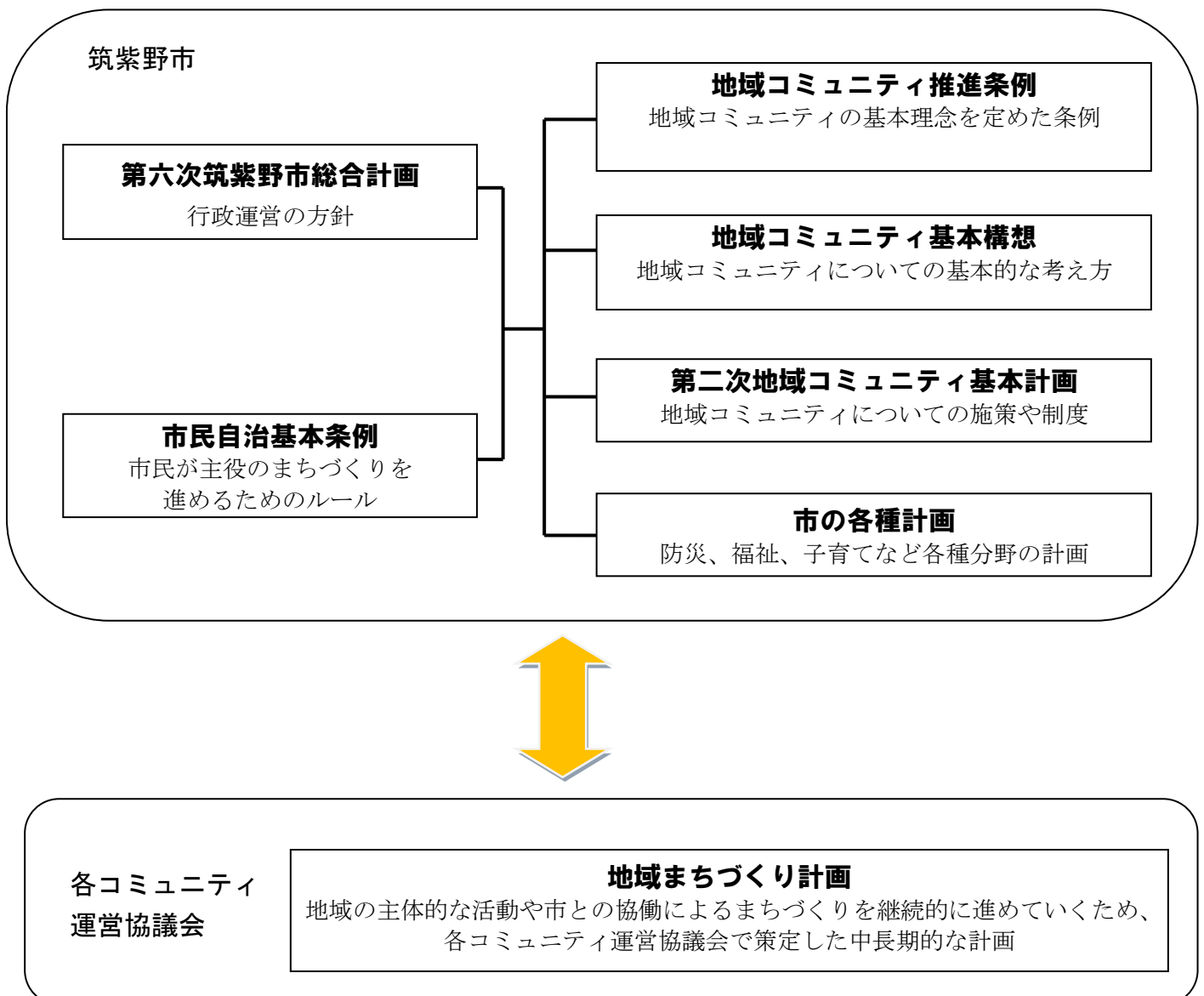
① コミュニティの組織化支援	② 職員・市民の意識改革
③ コミュニティ施設の整備	④ コミュニティ施策推進体制の整備

## 2. 第二次基本計画の目的と位置づけ

市のコミュニティ施策は、「地域コミュニティ推進条例」および「地域コミュニティ基本計画」に基づき進めてきたところですが、平成 27 年度の基本計画策定から 4 年が経過したことから、各施策の評価、現状分析や課題の抽出を行い、今後コミュニティ運営協議会が必要とする支援を確認する必要があります。

そこで、「第六次筑紫野市総合計画（以下、第六次総合計画）」、「市民自治基本条例」、「地域コミュニティ推進条例」を踏まえ、7つのコミュニティ運営協議会が主体的かつ活発に運営されるよう、現状での課題を整理し、今後必要となる市の支援制度や事業について基本的な考え方を示すことを目的に基本計画の見直しを行い、第二次筑紫野市地域コミュニティ基本計画（第二次基本計画）を策定しました。

### ■基本計画の位置づけ





### 3. 第二次基本計画の期間

本計画の期間は、第六次総合計画の期間との整合性を図るため、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

また、社会情勢の変化や、コミュニティ運営協議会の運営課題に応じた施策の推進、制度の創設のため、令和5年度以降に見直しを行うものとします。

#### ■基本計画の期間

年度	平成28年度～令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画等	第五次筑紫野市総合計画	第六次筑紫野市総合計画			
	筑紫野市地域コミュニティ基本構想				
	(第一次)筑紫野市地域コミュニティ基本計画	第二次筑紫野市地域コミュニティ基本計画			

### 4. 第二次基本計画策定の手順

第二次基本計画の策定にあたっては、コミュニティ運営協議会へのヒアリングやアンケート、パブリックコメントなどを通じて地域コミュニティづくりの課題を整理するとともに、関係課へのヒアリングを基に計画の素案を作成し部長会議へ諮りながら検討を行いました。



# Ⅰ 筑紫野市の地域コミュニティ



## 1. 地域コミュニティ施策の経緯

筑紫野市では、昭和 51 年に策定した「(第一次)筑紫野市総合計画」において、コミュニティの区域を旧町村単位から小学校区単位に変更する(旧)コミュニティ構想を打ち出しましたが、新たなコミュニティの形成はなかなか進みませんでした。

こうした状況を受け、平成 18 年には「第四次筑紫野市総合計画」の審議会答申の付帯意見として地域コミュニティの再構築の検討を要請され、平成 21 年に市と地域とで協議して「筑紫野市地域コミュニティ基本構想」を策定し、地域コミュニティづくりに関する基本的な考え方や方向性を示しました。

この基本構想に基づき、平成 22 年度からは山家地域、御笠地域において地域コミュニティづくりのモデル事業が展開され、平成 26 年 12 月までには7つのコミュニティ区域すべてにおいて、地域の中核となる自治組織「コミュニティ運営協議会」が設立されました。

平成 28 年 3 月にはコミュニティ運営協議会の位置づけ、市とコミュニティの関係や市のコミュニティ運営協議会に対する支援策を明確にするため、「地域コミュニティ推進条例」の制定及び「地域コミュニティ基本計画」の策定を行いました。併せて、各コミュニティ運営協議会の活動が円滑に実施されるよう平成 28 年度より地域コミュニティづくり交付金制度を創設するとともに、市とコミュニティ運営協議会が対等なパートナーとして協働によるまちづくりを進めていくことを確認するため、パートナーシップ協定書の締結を行いました。

## 2. コミュニティ運営協議会の性格と位置づけ

コミュニティ運営協議会は、地域コミュニティづくりを目的とする団体であり、地域住民や地域で活動する各種団体等によって構成されています。少数の会員による相互扶助のための団体ではなく、地域における不特定多数の住民を対象として公共的な活動を行う「公共的団体」としての性格を有します。

また、基本構想における望ましい地域コミュニティの姿とコミュニティづくりの方向性を踏まえ、コミュニティ運営協議会は、地域における自治の中核を担い、地域におけるさまざまな課題の解決にあたる組織として位置づけられます。

## ■地域コミュニティ施策の経緯

### (第一次)筑紫野市総合計画(昭和51年) (旧)コミュニティ構想

市民参加を実現する最も基礎的で強力な母体がコミュニティであるとし、小学校区を単位とした新しいコミュニティを設定し、施設の整備を進めることを示しました。

### コミュニティセンターの整備(平成6年～平成15年度)

各コミュニティの拠点施設として、コミュニティセンターを建設しました。

- ①山家コミュニティセンター開館 (平成6年)
- ②山口コミュニティセンター開館 (平成8年)
- ③御笠コミュニティセンター開館 (平成9年)
- ④二日市コミュニティセンター開館 (平成9年)
- ⑤筑紫南コミュニティセンター開館 (平成15年)

### 第四次筑紫野市総合計画(平成18年)

筑紫野市総合計画審議会の答申において、「地域社会を構成する市民一人ひとりの自律と協働による市民参画型社会を築くため、小学校区を基本とした地域コミュニティの再構築に向け検討されるよう要請します。」との付帯意見が示されました。

### 筑紫野市地域コミュニティ基本構想(平成21年)

コミュニティづくりの方向性として、住民自治・地域自治の運営基盤となるコミュニティ毎の新たな組織の整備が必要であることに加え、コミュニティの区域については、小学校区を基本としたコミュニティの形成に努めるものの、地域の実情やこれまでの歴史的な背景も踏まえて当面は7コミュニティ区域の設定を行うことを示しました。

### 筑紫野市市民自治基本条例(平成22年制定、平成23年施行)

市民等は、地域コミュニティ活動を通じてお互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けた行動に努め、市は、地域コミュニティの役割を認識し、自主的・自立的な地域コミュニティ活動を尊重するとともに、その活動の推進に役立つ地域情報の提供その他の支援に努めなければならないことを示しました。

### 地域コミュニティモデル事業(平成22年度～平成24年度)

山家地域と御笠地域において地域コミュニティづくりのモデル事業を実施し、学習会等を重ね、地域の中核となる自治組織が設立されました。

- ①山家コミュニティ運営協議会設立 (平成23年6月)
- ②御笠まちづくり振興会設立 (平成25年6月)

### 地域コミュニティづくり事業(平成25年度～平成28年度)

山家地域と御笠地域を除く5地域において学習会等を重ね、地域の中核となる自治組織が設立されました。

- ①山口コミュニティ運営協議会設立 (平成26年10月)
- ②二日市コミュニティ運営協議会設立 (平成26年12月)
- ③二日市東コミュニティ運営協議会設立 (平成26年12月)
- ④筑紫よかまち協議会設立 (平成26年12月)
- ⑤筑紫南コミュニティ運営協議会設立 (平成26年12月)

活動の拠点となるコミュニティセンターを新たに整備しました。

- ①筑紫コミュニティセンター開館 (平成26年7月開館)
- ②二日市東コミュニティセンター開館 (平成28年10月開館)

### コミュニティ連絡会の設置(平成27年度)

コミュニティ運営協議会間の情報共有を図るため、7つのコミュニティ運営協議会の会長が出席するコミュニティ連絡会を設置しました。

### 筑紫野市地域コミュニティ推進条例(平成27年度)

安定的かつ継続的に地域コミュニティづくりを推進するため、地域コミュニティの基本理念を定め、市とコミュニティ運営協議会の役割等を明らかにしました。

### 筑紫野市地域コミュニティ基本計画(平成27年度)

各コミュニティ運営協議会が主体的かつ活発に運営されるよう、必要となる市の支援制度や事業について基本的な考え方を示しました。

### 筑紫野市地域コミュニティづくり交付金制度(平成28年度)

従来の補助金制度を見直し交付金制度とすることによって、各コミュニティ運営協議会の裁量の幅を広げ、より活動しやすい環境となるよう整備しました。

### 筑紫野市コミュニティパートナーシップ協定書(平成28年度)

市とコミュニティ運営協議会が対等なパートナーであることを認識し、双方が持つ特性を理解して認め合うとともに、協働によるまちづくりを進めていくことを目的とする協定を締結しました。

### 区長会の解散(平成28年度)

7つのコミュニティ運営協議会が設立したことに伴い、区長会が担っていた市と地域との情報伝達機能をコミュニティ運営協議会へ移行しました。

### 新たな協議の場(コミュニティ21)の設置(平成29年度)

7つのコミュニティ間の連携の強化を図るため、役員等が一同に会して情報交換や研修を行う新たな協議の場を設置しました。

### 地域まちづくり計画策定完了(平成30年度)

地域コミュニティ活動を継続的かつ計画的に実施するため、各コミュニティ運営協議会における中長期的な計画である「地域まちづくり計画」が策定されました。( )内は計画の期間。

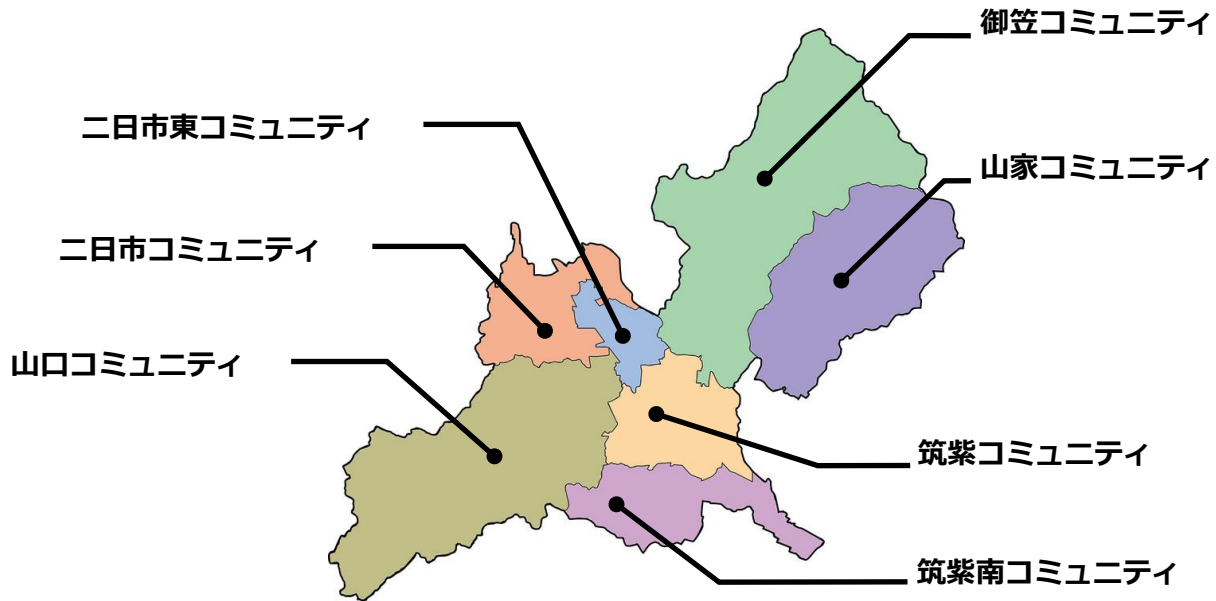
- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ①山家振興プラン            | (平成28年度～令和7年度) |
| ②御笠まちづくり推進計画        | (平成29年度～令和8年度) |
| ③筑紫南コミュニティまちづくり推進計画 | (平成29年度～令和8年度) |
| ④ニコ協まちづくり計画         | (平成30年度～令和9年度) |
| ⑤山口まちづくり計画          | (平成30年度～令和9年度) |
| ⑥筑紫よかまち協議会まちづくり計画   | (令和元年度～令和10年度) |
| ⑦二日市東まちづくり計画        | (令和元年度～令和10年度) |

### 自治公民館連絡協議会との一体化(令和元年度)

各公民館の事業の活性化や広範にわたり地域の人材発掘、人材育成を可能とするため、コミュニティ運営協議会と自治公民館連絡協議会の一体化を図りました。

■コミュニティ運営協議会の名称と設立年月日

■地域コミュニティ区域図



コミュニティ	コミュニティ運営協議会	小学校区	活動の拠点施設
二日市 ※1	二日市コミュニティ運営協議会 (平成26年12月20日設立)	天拝	二日市コミュニティセンター
		二日市	
		二日市北	
二日市東 ※2	二日市東コミュニティ運営協議会 (平成26年12月14日設立)	二日市東	二日市東コミュニティセンター
山口	山口コミュニティ運営協議会 (平成26年10月5日設立)	山口	山口コミュニティセンター
御笠	御笠まちづくり協議会 (平成25年6月30日設立)	吉木 阿志岐	御笠コミュニティセンター
山家	山家コミュニティ運営協議会 (平成23年6月5日設立)	山家	山家コミュニティセンター
筑紫 ※3	筑紫よかまち協議会 (平成26年12月21日設立)	筑紫	筑紫コミュニティセンター
筑紫南	筑紫南コミュニティ運営協議会 (平成26年12月14日設立)	原田	筑紫南コミュニティセンター
		筑紫東	

※1 二日市コミュニティに属する行政区「都府楼団地」と「杉塚」の一部には、「水城西小学校（太宰府市）」の通学区域が含まれています。

※2 二日市東コミュニティに属する行政区「東町」の一部には、「二日市小学校」の通学区域が含まれています。

※3 筑紫コミュニティに属する行政区「永岡」の一部には、「二日市東小学校」の通学区域が含まれています。



### 3. (第一次) 地域コミュニティ基本計画の評価

(第一次) 地域コミュニティ基本計画では、平成 28 年度からの 4 年間でコミュニティ運営協議会運営の試行期であることを踏まえ、「地域コミュニティの充実」の取組を重点的に行うこととしました。成果指標については①市民と行政が互いに協力しあってまちづくりをしていると思う市民の割合、②地域活動に参加している市民の割合、③コミュニティ運営協議会の活動内容を知っている市民の割合、④コミュニティ運営協議会(組織)を知っている市民の割合とし、その数値の向上を目指し取組を進めてきました。

平成 26 年 12 月までに設立された 7 つのコミュニティ運営協議会について、その組織基盤の強化や協働によるまちづくりを推進するため、各種支援を行ってきました。支援の内容とその成果については下表のとおりです。

平成 27 年度の現状と課題	分類	主な支援の内容	成果
事務局体制が脆弱	人的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の配置</li> <li>・支援職員の配置</li> <li>・コミュニティセンター館長・主事による支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局基盤の強化</li> </ul>
活動拠点が確保できていない	物的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティセンターの整備 (二日市東コミュニティセンターの建設)</li> <li>・コミュニティセンター使用料の全額免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動拠点の確保</li> </ul>
財源が不足している	財政支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金制度の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の活性化</li> <li>・組織運営の安定化</li> </ul>
地域住民への啓発不足	情報支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報等での情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ運営協議会に対する認知度の向上</li> </ul>

このほか、各コミュニティ運営協議会がそれぞれの将来ビジョンを掲げ、10 年を目途とした中長期的な期間における取組を定める地域まちづくり計画の策定支援を行い、平成 30 年度までにすべてのコミュニティ運営協議会で策定が完了しました。今後は地域まちづくり計画に基づき、それぞれの地域課題を確認しながら事業計画の検討が進められることとなります。

これらの支援の結果、各コミュニティ運営協議会の役員等を対象に実施したアンケートでは、4 年前のアンケート結果と比較すると多くのコミュニティにおいて、事務局の働き、役員会等の会議の運営状況、事業の実施状況、円滑な会計処理など、ほとんどの項目で評価が向上する結果となっています。

## 4. コミュニティ運営協議会ヒアリング

基本計画の見直しを実施するにあたり、①現行の計画期間である4年間のコミュニティ施策の結果を分析すること、②各コミュニティ運営協議会の現状と課題を把握し今後必要となる市の支援のあり方を検討することを目的として、下記のとおりヒアリング調査を実施しました。

### (1) 対 象

各コミュニティ運営協議会の役員会を対象として行いました。

### (2) 実施時期

ヒアリングは下記の日程で行いました。

コミュニティ運営協議会	日時
二日市コミュニティ運営協議会	令和元年8月8日(木) 19:00～
二日市東コミュニティ運営協議会	令和元年8月21日(水) 15:00～
山口コミュニティ運営協議会	令和元年8月8日(木) 19:00～
御笠まちづくり協議会	令和元年8月7日(水) 16:00～
山家コミュニティ運営協議会	令和元年8月9日(金) 10:00～
筑紫よかまち協議会	令和元年8月8日(木) 15:00～
筑紫南コミュニティ運営協議会	令和元年8月8日(木) 10:30～

### (3) 進め方

- ・運営委員を対象として事前にアンケート調査を行い、その回答内容を集約のうえ役員を対象としたヒアリングを実施しました。

### (4) ヒアリング項目

- ・組織体制(事務局・部会)
- ・各会議の運営(役員会・運営委員会・部会)
- ・事業の実施(全体事業・部会事業)
- ・財源
- ・会計
- ・広報
- ・他との連携(コミュニティセンター・他の地域)



## 各コミュニティ運営協議会 アンケート結果

設問	二日市	二日市東	山口	御笠	山家	筑紫	筑紫南	平均値
①事務局は機能している？	4.1	3.9	3.4	3.9	4.1	4.3	4.0	3.9 (3.4)
②部会は機能している？	3.3	3.1	3.8	3.3	3.8	3.0	3.6	3.4 (3.1)
③組織体制に問題はないか？	3.2	2.9	3.2	2.9	3.3	3.0	3.1	3.1 (-)
④役員会や運営委員会は運営できている？	3.6	3.3	3.8	3.8	4.1	3.7	3.8	3.7 (3.3)
⑤部会は運営できている？	3.2	3.2	3.4	3.4	3.7	2.8	3.5	3.3 (2.8)
⑥全体事業は実施できている？	3.1	3.3	3.2	3.5	4.1	3.6	3.5	3.5 (3.2)
⑦部会事業は実施できている？	3.2	3.0	3.8	3.4	3.7	2.9	3.8	3.4 (3.2)
⑧まちづくり計画に掲げた事業は進んでいるか？	3.0	2.4	2.6	3.2	3.2	2.7	3.2	2.9 (-)
⑨財源は足りているか？（市からの交付金）	2.6	2.8	2.5	2.0	3.0	2.9	2.8	2.6 (2.4)
⑩財源は足りているか？（地域の自主財源）	2.9	2.7	2.4	2.5	3.7	2.9	2.3	2.8 (-)
⑪会計処理はできている？	3.9	3.7	3.8	3.8	4.2	4.1	3.7	3.9 (3.2)
⑫住民への周知はできている？	2.2	2.7	3.2	3.0	3.8	2.3	2.5	2.8 (2.8)
⑬広報紙は作成している？	3.5	3.3	3.9	3.4	4.3	3.8	3.7	3.7 (3.0)
⑭コミュニティセンターと役割分担できている？	3.3	3.6	2.5	3.7	3.8	3.6	3.3	3.4 (3.0)
⑮他の協議会と連携できている？	2.5	2.3	2.1	2.5	3.2	2.8	2.6	2.6 (1.7)
平均値	3.2	3.1	3.1	3.2	3.7	3.2	3.3	3.3 (2.9)

※点数は、5点満点です。（ ）は平成27年度の平均値です。

### 【分析結果】

平成27年8月に実施したアンケートの結果と比較すると多くのコミュニティ運営協議会において、ほとんどの項目において点数が向上しています。特に①事務局体制、④役員会・運営委員会の運営、⑪会計処理については共通して自己評価が高く、各コミュニティ運営協議会において順調に対応ができていたものと考えられます。

⑨財源（市交付金）、⑫住民への周知については共通して自己評価が低く、いずれのコミュニティ運営協議会においても何らかの課題を抱えています。

## 各コミュニティ運営協議会 ヒアリング結果

設問	主な意見
①事務局は機能している？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局長、支援職員の努力により機能している。</li> <li>・ 支援職員の配置がなくなると、事務の遂行に支障がある。</li> <li>・ 事務量、後任への引き継ぎを考慮すると3人体制が必要である。</li> </ul>
②部会は機能している？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 献身的な努力により立派に機能している。</li> <li>・ 部会員の高齢化、参加者の減少が課題であり後継者の育成が必要である。</li> <li>・ 現在の事業を確認しながら、体制の見直しを行う必要がある。</li> </ul>
③組織体制に問題はないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミ協活動を行政区全員で賄っている。</li> <li>・ 平均年齢が高く、若い世代の協力者が望まれる。</li> <li>・ 活動の拡充に応じて、組織の見直しや事務局の拡充が必要である。</li> </ul>
④役員会や運営委員会は運営できている？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員はよくやっている。順調に行われている。</li> <li>・ 役員交代等により、コミュニティに対する理解と連携が不足している。</li> <li>・ 議論する、意見を述べるといった案件が少なく、報告や伝達のみで終わることが多い。</li> </ul>
⑤部会は運営できている？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月1回の会議で情報共有を行っている。</li> <li>・ 部会長個人に負担がかかっている。</li> <li>・ 公民館活動との連携が必ずしもうまくいっていない。</li> </ul>
⑥全体事業は実施できている？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業が精選され、スタッフも徐々に力がついてきている。</li> <li>・ 事業の整理が必要と思うが、その手法について悩んでいる。</li> <li>・ 現状は実施できているが、後継者の育成が急務である。</li> </ul>
⑦部会事業は実施できている？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯、防災、救急救命をメインに質の向上を目指す。</li> <li>・ 部会員が減少しており、事業の見直しが必要である。</li> <li>・ 部会事業と行政区事業で重複しているものがあり、整理が必要である。</li> </ul>
⑧まちづくり計画に掲げた事業は進んでいるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期（計画）の整理の研修により次のステップを考えていく予定である。</li> <li>・ 役員等の交代により、年度事業で手一杯である。</li> <li>・ 実施した事業の評価は必要であるが、チェック体制ができていない。</li> </ul>
⑨財源は足りているか？ (市からの交付金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 限られた財源の中で有効に活動すべきである。</li> <li>・ 財源不足のため、事務局員を置くことができない。</li> <li>・ 組織運営に係る共通の必要経費を考慮し、交付金の配分額を見直してほしい。</li> </ul>
⑩財源は足りているか？ (地域の自主財源)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県や企業の補助金を活用している。</li> <li>・ 法人格を取得し収益事業を展開するなど、自立を考える必要がある。</li> <li>・ 各区からの負担金を増やすことは住民の理解が必要だが、理解が得られるか心配している。</li> </ul>
⑪会計処理はできている？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計担当者を置いて管理しているので良好である。</li> <li>・ 支援職員が対応し、会計役員との連携もよい。</li> <li>・ 会計監査は身内だけで行わないほうがよいのではないかと。</li> </ul>
⑫住民への周知はできている？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報によって、理解度は徐々に増していると思う。</li> <li>・ 周知は行っているが理解が進んでいない。</li> <li>・ 関心のない方に興味を持ってもらうことが必要である。</li> </ul>
⑬広報紙は作成している？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報委員の努力で順調に取り組みされている。</li> <li>・ 作成はしているが、住民が目を通しているか疑問がある。</li> <li>・ 協議会の組織、活動をまったく知らない人が多い。</li> </ul>
⑭コミュニティセンターと役割分担できている？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役割分担は徐々に改善されている。</li> <li>・ 協議会に市職員がどこまで関与するのかわからない。</li> <li>・ 職員として、もう少しまちづくりに入って活動できる体制をとってほしい。</li> </ul>
⑮他の協議会と連携できている？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部の部会では定期的に他協議会と交流が行われている。</li> <li>・ 現状ではコミュニティ連絡会、コミュニティ21の他に交流する機会がない。</li> <li>・ 事務局長会議や部会長会議などをたちあげ、情報交換や友好の輪の醸成を行う必要がある。</li> </ul>
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい役員（区長等）に対し、コミュニティに関する研修を実施してほしい。</li> <li>・ 地域防災、福祉、教育について、これから重点的に取り組んでいくため、財源の確保が必要である。</li> <li>・ コミュニティスクールや地域包括ケアシステム等の推進のため、地域内の調整役（コーディネーター）の配置が必要である。</li> </ul>

## II 各コミュニティの現状と課題



# 1. コミュニティ運営協議会の現状

コミュニティ運営協議会の現状について、体制および事業の面から整理すると次のとおりです。

## (1) 体制

コミュニティ運営協議会は、原則としてその区域内の行政区等を基盤とするとともに、区域内において活動している各種団体等によって構成されています。区域内における行政区等がコミュニティ運営協議会を構成する基礎団体として明確に位置付けられ、また、地域内で活動する各種団体等が参画することによって、コミュニティ運営協議会を通じて地域の総意を形成できるような体制が築かれています。

各コミュニティ運営協議会の運営体制をみると、議決機関としては総会(代議員総会)、執行機関としては役員会、そして、「区長(自治会長)」と「部会の代表者」で構成される運営委員会(執行委員会)があり、事業の実施機関としては部会があります。部会は、それぞれの地域の課題に応じて設置されたもので、4部会から10部会で組織されています。

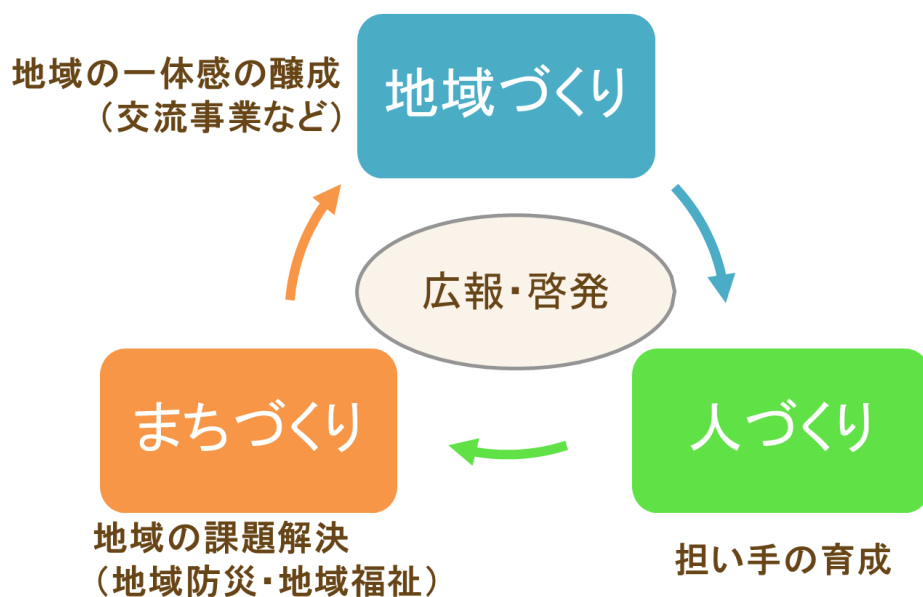
また、組織設立以降、コミュニティに関する情報発信を行うため広報委員会の設置、平成28年度の区長会解散に伴う自治会長会の設置、令和元年度からのコミュニティ運営協議会と自治公民館連絡協議会の一体化に伴う公民館連絡会(自公連部会)の設置など、それぞれの地域において組織体制の見直しが行われています。

## (2) 事業

コミュニティ運営協議会は、自治会をはじめとする各種団体が、それぞれの特性を生かしながら様々な地域の課題に取り組み、より安全で安心なまちづくりを行うことを目的としています。

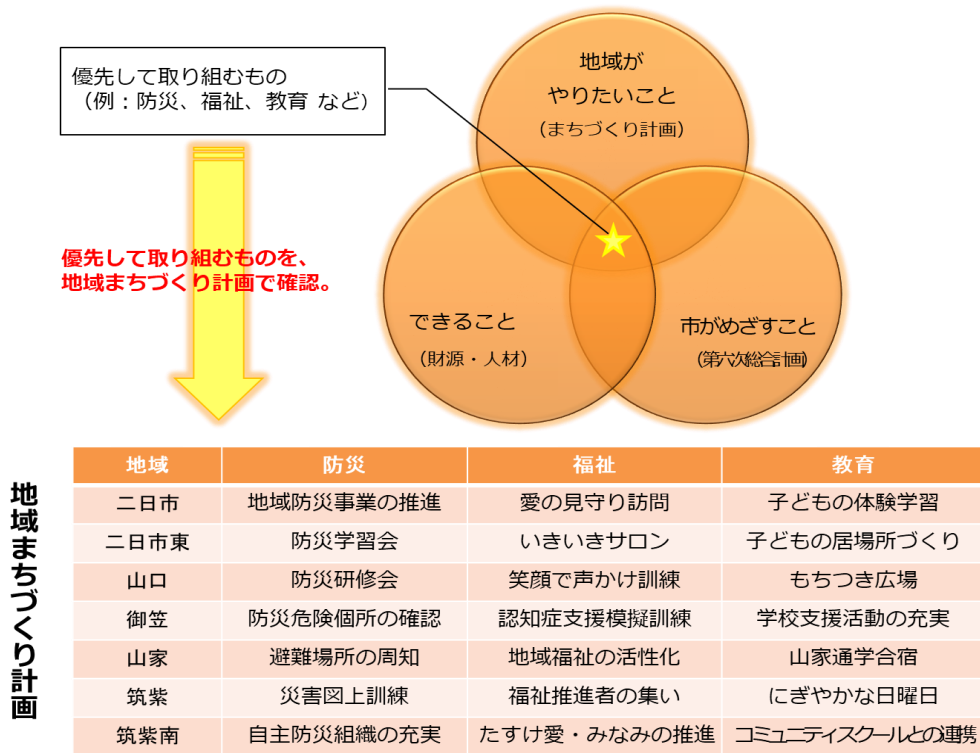
各コミュニティ運営協議会では、それぞれの地域課題の解決に向けた事業が展開されているところですが、こうした取り組みを継続するために地域活動への参加者を増やし地域の一体感を醸成するとともに、新たな担い手の育成に努めています。

また、このような取り組みを広げていくために、広報紙やホームページなどを活用して広報・啓発が行われています。



### (3) 地域まちづくり計画

各コミュニティ運営協議会では、地域コミュニティ活動を継続的かつ計画的に実施するために地域まちづくり計画を策定しています。現在、計画に定める方向性、目的を達成するために各事業が実施されています。



#### 優先して取り組む事業の考え方

これまでに開催されたコミュニティ連絡会の中で、防災に関する取り組み、高齢者の見守り等に関する取り組み、学校との連携等の子どもに関する取り組み、人材の確保・育成に関する取り組みは、各コミュニティの状況について情報交換がなされています。また、令和元年8月に各コミュニティ運営協議会に対して実施したアンケートとヒアリングの際にも、役員から「防災」「福祉」「教育」を重点的に取り組んでいきたいとの意見がありました。

上記を踏まえ、各コミュニティが共通して抱える課題であると考えられる「防災」「福祉」「教育」を優先して取り組む事業として整理しています。



## 2. 各コミュニティの現状

各コミュニティの現状について、下記の項目に従い整理し掲載しています。

### ■地区の概況

各コミュニティ区域の特徴や平成 31 年 3 月末現在の人口、世帯数等。

### ■コミュニティ運営協議会

各コミュニティ運営協議会の設立年月日、役員体制、組織体制を掲載。

役員体制、組織体制については、令和元年度総会時点のもの。

### ■地域まちづくり計画

平成 27 年度から平成 30 年度にかけて、各コミュニティ運営協議会がそれぞれの将来ビジョンを掲げ策定した計画の概要。

### ■地域活動の満足度

令和元年 5 月に市民 3,000 人を対象として実施したまちづくりアンケートの結果から、各コミュニティ地域における地域活動の満足度を抜粋。

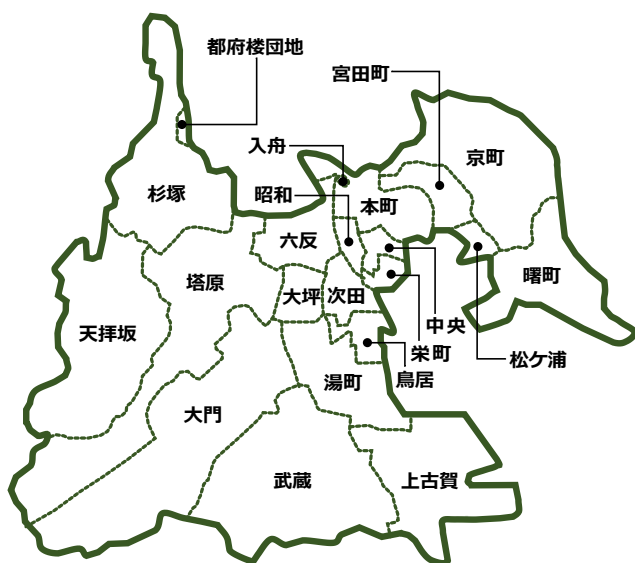
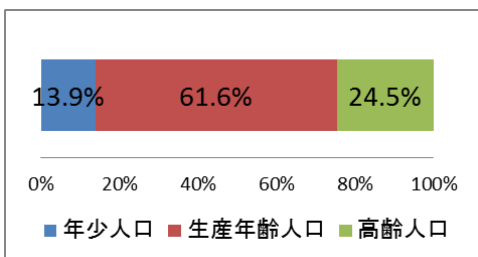
※数値については、5 段階評価の内上位 2 項目（満足、どちらかと言うと満足）を抽出し算出しています。

# 二日市コミュニティ運営協議会

## ■地区の概況

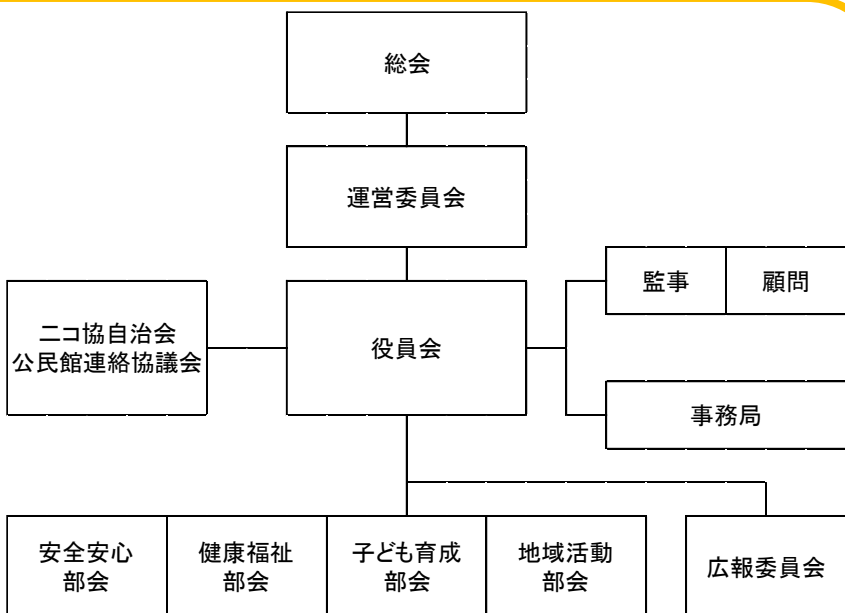
- ・二日市コミュニティは、本市の北西部に位置しています。JR・西鉄二日市駅には特急が停車し、駅周辺の市街地は人の往来が活発で、商店街をはじめとした商業施設、公共施設、医療機関が充実しています。
- ・二日市小学校、二日市北小学校、天拝小学校の区域(二日市コミュニティに属する行政区「都府楼団地」と「杉塚」の一部には、「水城西小学校（太宰府市）」の通学区域が含まれています。)、21行政区で構成されています。
- ・人口 29,824 人、13,759 世帯で、高齢化率は 24.5%です。人口が7コミュニティの中で最も多いコミュニティです。

面積	7.25 km <sup>2</sup>
世帯	13,759 世帯
人口	29,824 人
人口密度	4,114 人/km <sup>2</sup>
行政区数	21 行政区



## ■二日市コミュニティ運営協議会

- ・ 設立年月日 H26. 12. 20
- ・ 役員体制
  - 会長 1 人
  - 副会長 3 人
  - 事務局長 1 人
  - 会計 1 人
  - 監事 2 人
  - 部会長 4 人



■ニコ協まちづくり計画 ※「ニコ協」とは二日市コミュニティ運営協議会の略称です。

(1) まちづくりの方向性（スローガン）

「愛・笑顔・活力のまち」

(2) まちづくりの目標

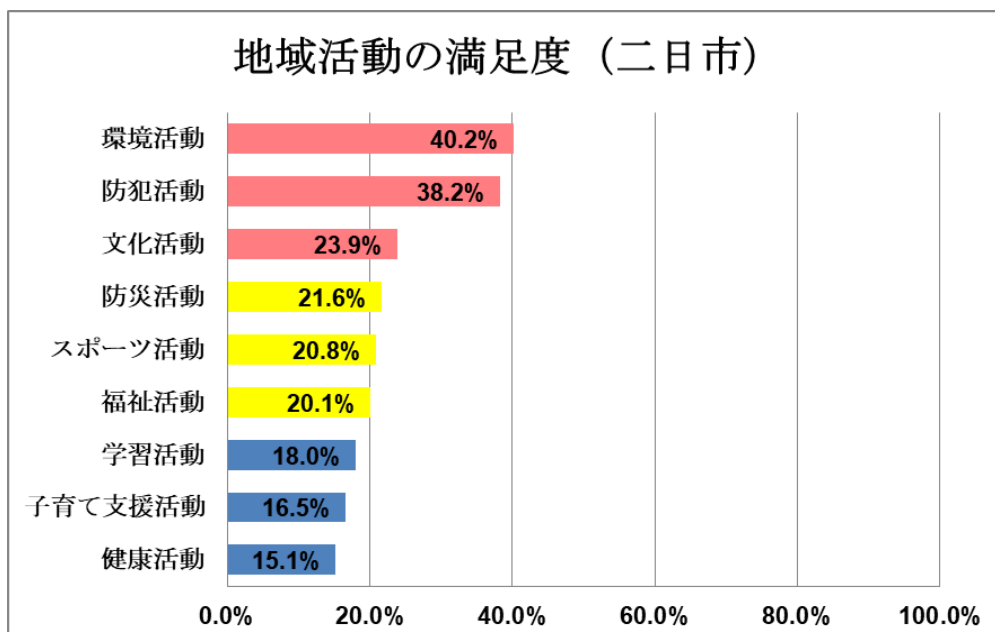
- ・好きなんだ あなたの挨拶その笑顔 心が通うまちづくり【愛をテーマ】
- ・いつまでも安心して安全に暮らせるまちづくり【笑顔をテーマ】
- ・自然・歴史・文化を活かして地域の絆を深めるまちづくり【活力をテーマ】

(3) 主な事業

全体事業	福祉部会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディスカバー二日市ウォーキング</li> <li>・新たな交流イベントの研究</li> <li>・地域交通の研究 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の推進</li> <li>・愛の見守り訪問</li> <li>・子どもの居場所づくり勉強会 等</li> </ul>
安全安心部会	地域活動部会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同一斉パトロール実施</li> <li>・防災リーダー研修、防災学習会</li> <li>・消防団活動の充実、啓発 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イルミネーションの開催</li> <li>・今昔写真展の開催</li> <li>・来客誘致策の検討 等</li> </ul>

※令和元年度から「福祉部会」を「健康福祉部会」と「子ども育成部会」に分割し、地域住民の健康・福祉に関する取り組みに加え、幼児から青少年までの健全育成に関する取り組みの充実を図っています。

■二日市地域における地域活動の満足度

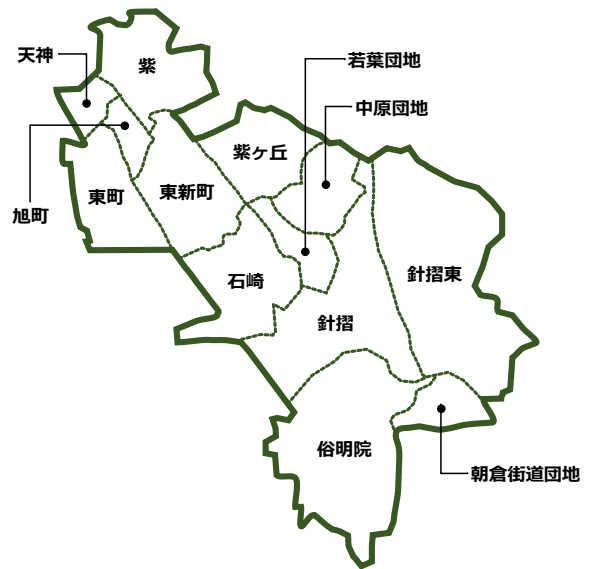
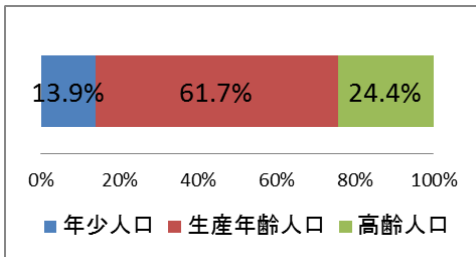


# 二日市東コミュニティ運営協議会

## ■地区の概況

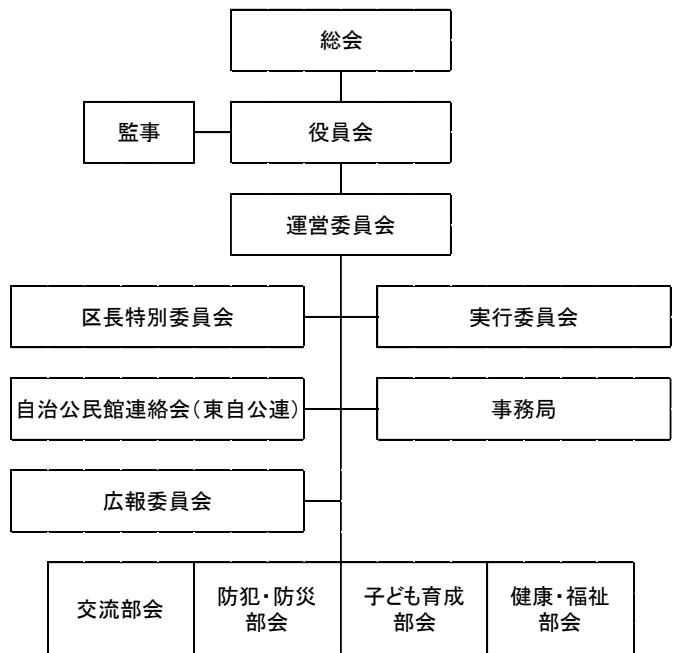
- ・二日市東コミュニティは、本市の中央部に位置し、JR 天拝山駅や西鉄朝倉街道駅周辺は、商店街や大型商業施設、公共施設、医療機関などが充実しています。
- ・二日市東小学校の区域(二日市東コミュニティに属する行政区「東町」の一部には、「二日市小学校」の通学区域が含まれています。)、13 行政区で構成されています。
- ・人口 20,340 人、9,289 世帯で、高齢化率は 24.4%です。人口密度が 7 コミュニティの中で最も高いコミュニティです。

面積	2.92 km <sup>2</sup>
世帯	9,289 世帯
人口	20,340 人
人口密度	6,966 人/km <sup>2</sup>
行政区数	13 行政区



## ■二日市東コミュニティ運営協議会

- ・ 設立年月日 H26. 12. 14
- ・ 役員体制
  - 会長 1 人
  - 副会長 2 人
  - 事務局長 1 人
  - 会計 1 人
  - 監事 2 人
  - 部会長 4 人



## ■二日市東まちづくり計画

### (1) まちづくりの方向性（スローガン）

「みんな笑顔でつながる安心のまち」

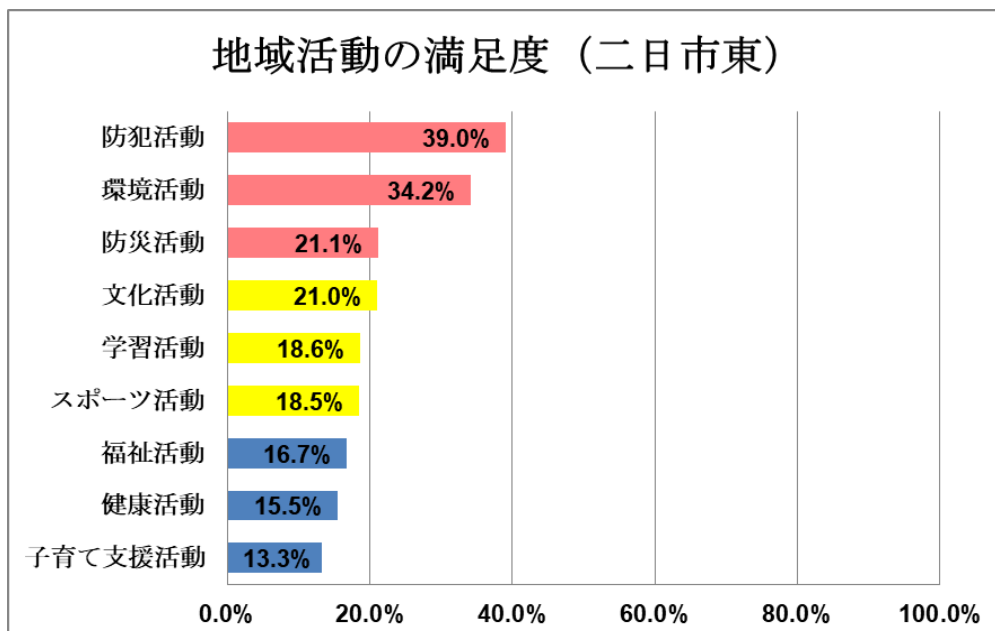
### (2) まちづくりの目標

- ・ 地域を知ろう！地域に関わろう！二日市東【交流】
- ・ 安全で安心なまち 二日市東【防犯・防災】
- ・ 集まろう！つながろう！育てよう！二日市東【子ども育成】
- ・ みんなと笑顔でつながる 二日市東【健康・福祉】

### (3) 主な事業

全体事業	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体育祭、文化祭、夏祭り、地域ウォーキング</li> <li>・ 地域活動サポーター登録制度の創設</li> <li>・ 自主防災組織合同防災訓練 等</li> </ul>	
交流部会	防犯・防災部会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペタンク大会</li> <li>・ クリスマスコンサート</li> <li>・ 花いっぱい運動 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯・防災学習会</li> <li>・ 青色防犯パトロール</li> <li>・ 危険箇所点検 等</li> </ul>
子ども育成部会	健康・福祉部会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校連携事業（平和学習、門松づくり）</li> <li>・ 子どもの居場所づくり</li> <li>・ 高齢者との遊び交流 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康講座・料理教室</li> <li>・ 認知症勉強会</li> <li>・ お助け隊のネットワーク結成 等</li> </ul>

## ■二日市東地域における地域活動の満足度

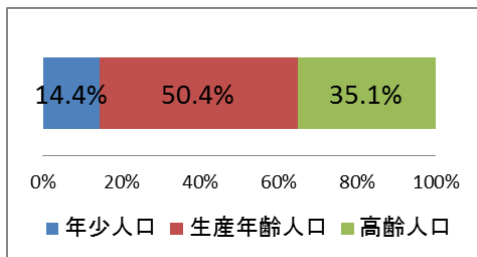


# 山口コミュニティ運営協議会

## ■地区の概況

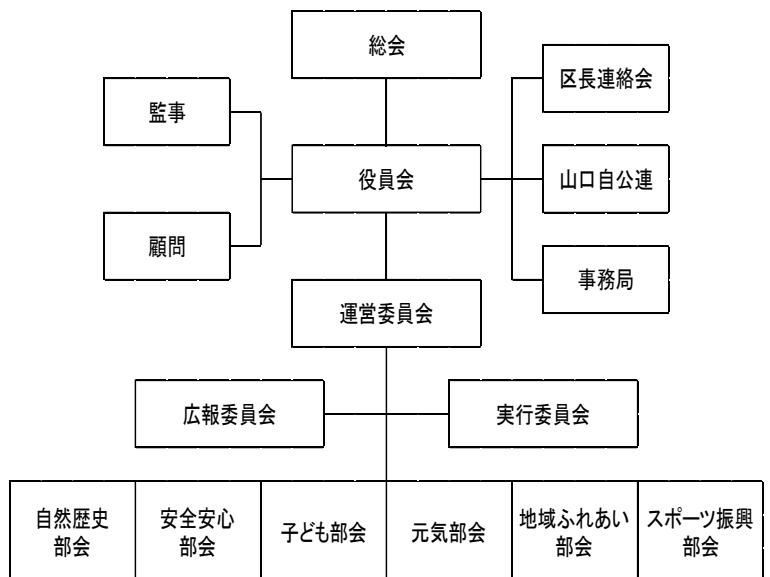
- 山口コミュニティは、本市の西部に位置しており、地域の東側は市内の中心部に隣接しています。JR 天拝山駅周辺には、大型商業施設や総合病院が立地していることなどから、近年の宅地開発によって、人口が増加傾向となっています。
- 山口小学校の区域、6 行政区で構成され、7つのコミュニティの中で2番目に面積の広いコミュニティです。
- 人口 5,588 人、2,382 世帯で、7つのコミュニティの中で2番目に人口は少なく、高齢化率は最も高い 35.1%です。

面積	22.88 km <sup>2</sup>
世帯	2,382 世帯
人口	5,588 人
人口密度	244 人/km <sup>2</sup>
行政区数	6 行政区



## ■山口コミュニティ運営協議会

- ・ 設立年月日 H26. 10. 05
- ・ 役員体制
  - 会長 1 人
  - 副会長 1 人
  - 事務局長 1 人
  - 会計 1 人
  - 監事 2 人
  - 部会長 6 人



## ■山口まちづくり計画

### (1) まちづくりの方向性（スローガン）

「自然も豊か 人も豊かに みんなでつくる 笑顔コミュニティ やまぐち」

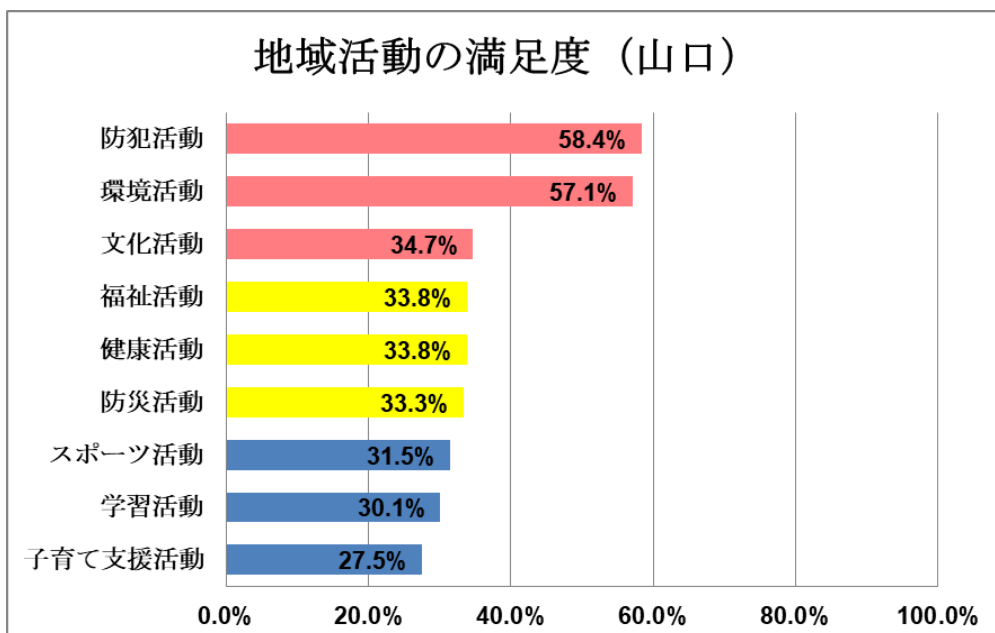
### (2) まちづくりの目標

- ・自然を守り 歴史を学び 伝える【自然歴史部会】
- ・みんなで創る安全安心 誰もが安心して住める山口【安全安心部会】
- ・山口を愛する 子どもを育てる 環境づくり【子ども部会】
- ・とびかう笑顔で 健康年齢いつまでも若く【元気部会】
- ・笑顔でつくる地域の絆・ふれあい【地域ふれあい部会】
- ・スポーツで健康増進・体力向上および地域の親睦・融和を深める【スポーツ振興部会】
- ・山口のコミュニケーションづくり【広報委員会】

### (3) 主な事業

全体事業	自然歴史部会	安全安心部会	子ども部会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営協議会の充実</li> <li>・耕作放棄地・空き家対策</li> <li>・高齢化問題 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテル観賞会</li> <li>・ふるさと探訪</li> <li>・祭り・伝統行事継承 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全看板の設置点検</li> <li>・年末特別警戒</li> <li>・校区防災研修会 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み子どもキャンプ</li> <li>・エヒメアヤマ見学会</li> <li>・コミュニティスクールの充実</li> </ul>
元気部会	地域ふれあい部会	スポーツ振興部会	広報委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症訓練</li> <li>・地域福祉リーダー養成</li> <li>・シニア元気スクール 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち歌謡祭</li> <li>・ウォーキング</li> <li>・特産品加工体験 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンドゴルフ大会</li> <li>・市民体育祭</li> <li>・スポーツフェスタ 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報発行</li> <li>・パソコン教室</li> <li>・ホームページ開設</li> </ul>

## ■山口地域における地域活動の満足度

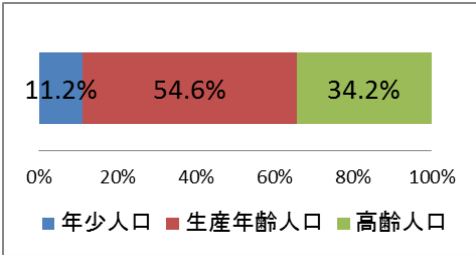


# 御笠まちづくり協議会

## ■地区の概況

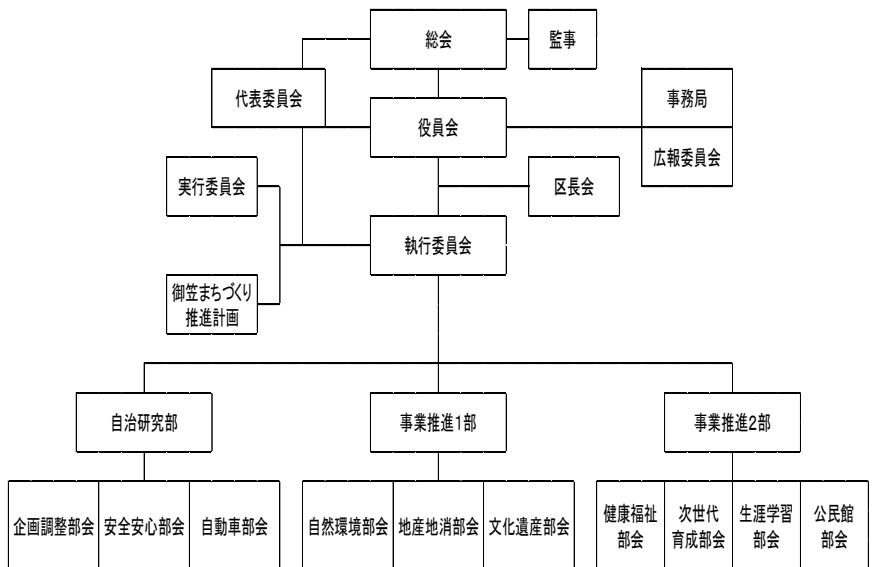
- ・御笠コミュニティは、本市の北東部に位置しています。地域の北側には、宝満山や三郡山などの山々があり、豊かな水資源に恵まれた美しい田園風景が広がります。
- ・吉木小学校、阿志岐小学校の区域、16行政区で構成され、7つのコミュニティの中で最も面積の広いコミュニティです。
- ・人口 9,871 人、4,076 世帯で、高齢化率は 34.2% です。

面積	24.89 km <sup>2</sup>
世帯	4,076 世帯
人口	9,871 人
人口密度	397 人/km <sup>2</sup>
行政区数	16 行政区



## ■御笠まちづくり協議会

- ・ 設立年月日 H25. 06. 30
- ・ 役員体制
  - 会長 1 人
  - 副会長 3 人
  - 事務局長 1 人
  - 会計 1 人
  - 監事 2 人
  - 部会長 10 人





## ■御笠まちづくり推進計画

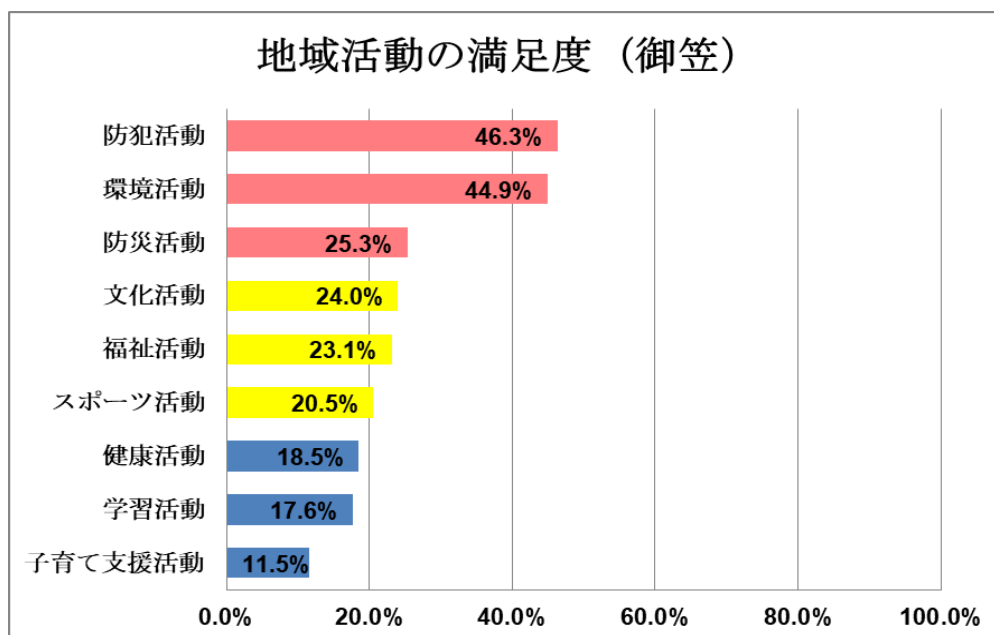
### (1) まちづくりの方向性（スローガン）

「住みたい 住み続けたい 明るい御笠のまちづくり」

### (2) まちづくりの目標と主な事業

<b>目標 1. 次世代を担う子どもがすくすく育つまち</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティスクールの充実</li> <li>・地域の産物を使った食育活動の実施</li> <li>・御笠地区昔話を利用した小学校での朗読会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンビシャス広場の充実、開設</li> <li>・子ども会、育成会活動の支援</li> <li>・小さな子どものいる家庭の健康講座 等</li> </ul>
<b>目標 2. 子どもからお年寄りまで生き生き交流するまち</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰にでもいつでも元気に明るく挨拶する人間関係づくり</li> <li>・市民文化祭、市民体育祭</li> <li>・ソフトボール大会、16行政区対抗ゴルフ大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に集える場（みかさカフェ）づくり</li> <li>・竜岩自然の家の利用方法の検討</li> <li>・みかさの里 等</li> </ul>
<b>目標 3. 安全で安心してみんなが笑顔で暮らせるまち</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の整備と訓練の実施</li> <li>・防災グッズの整備と見直し、補充</li> <li>・認知症支援模擬訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らし高齢者の見守り隊の結成促進</li> <li>・空家対策、有効活用（高齢者と学生シェアハウス等）</li> <li>・生活ボランティアバンク（お助け隊）の結成 等</li> </ul>
<b>目標 4. 自然・環境・文化遺産をみんなで守るまち</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・宝満川・原川の清流の維持</li> <li>・耕作放棄地等の有効活用</li> <li>・イノシシなど鳥獣対策の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物、病院、駅等への交通手段の確保（自治会バス）</li> <li>・国指定史跡（宝満山、阿志岐山城）の活用</li> <li>・文化遺産巡りウォーキングの実施 等</li> </ul>

## ■御笠地域における地域活動の満足度

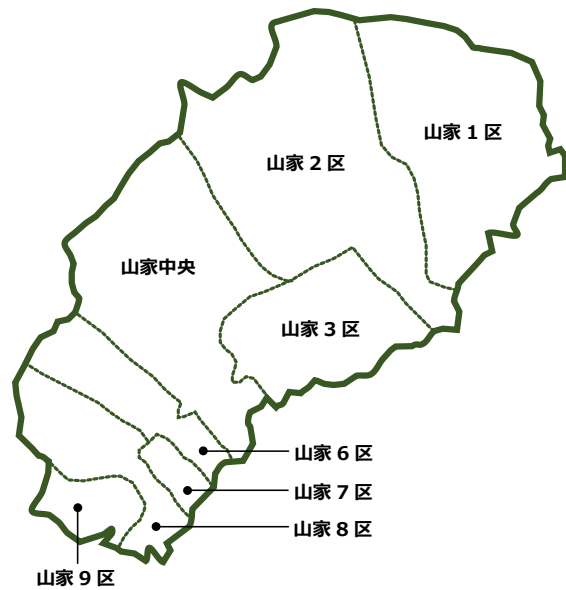
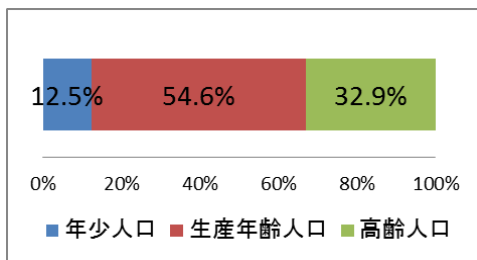


# 山家コミュニティ運営協議会

## ■地区の概況

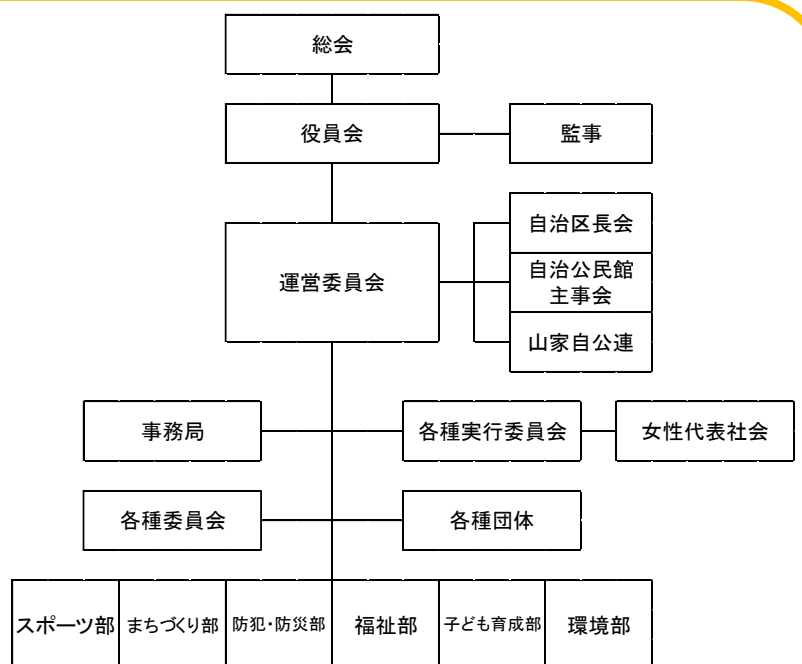
- ・山家コミュニティは、本市の東部に位置し、森林と農地が多い自然豊かな地域となっています。地域内では国道 200 号の沿道に集落が形成されており、本市と筑豊地方を結ぶ JR 筑豊本線が通っています。
- ・山家小学校の区域、8 行政区で構成されています。
- ・人口 2,482 人、1,050 世帯で、高齢化率は 32.9%です。人口が 7 コミュニティの中で最も少ないコミュニティです。

面積	15.33 km <sup>2</sup>
世帯	1,050 世帯
人口	2,482 人
人口密度	162 人/km <sup>2</sup>
行政区数	8 行政区



## ■山家コミュニティ運営協議会

- ・ 設立年月日 H23.06.05
- ・ 役員体制
  - 会長 1 人
  - 副会長 2 人
  - 事務局長 1 人
  - 会計 1 人
  - 理事 8 人
  - 監事 2 人
  - 部会長 6 人



## ■山家振興プラン

### (1) まちづくりの方向性（スローガン）

山家はひとつ！自然と歴史に育まれる安全安心のまちづくり・ひとつづくり

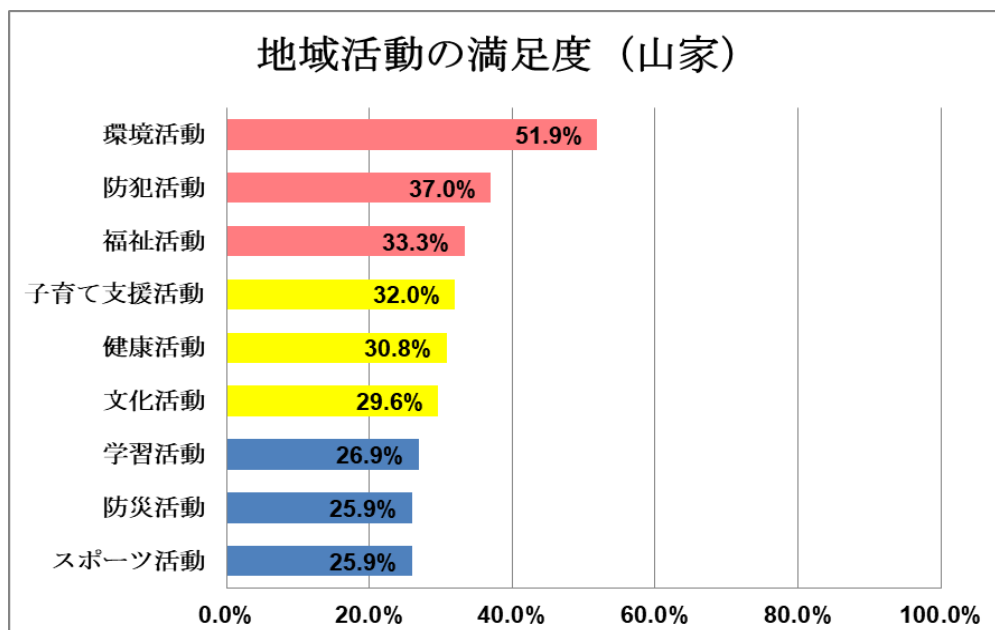
### (2) まちづくりの目標

- ・まちづくり部「安心して暮らせる山家の生活環境の形成、伝統行事や史跡・文化財の保全と継承」
- ・子ども育成部「笑顔があふれる山家の子育て環境づくり」
- ・福祉部「全ての住民が尊ばれ、健康で安全安心に暮らせる山家の福祉づくり」
- ・環境部「命水を育む山家の自然環境の保全」
- ・スポーツ部「スポーツ文化の醸成」
- ・防犯・防災部「安心安全な山家の生活環境の確立」

### (3) 各専門部で取り組む主な事業

生活基盤（まちづくり部）	子ども育成（子ども育成部）	福祉（福祉部）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特産品づくり</li> <li>・文化遺産・史跡等の保守保全</li> <li>・歴史・文化・生活等遺産収集・展示</li> <li>・交通弱者対策の検討</li> <li>・鳥獣対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学見守り・6年生自転車安全教育</li> <li>・山家シアター・夏休みクッキング教室の支援</li> <li>・人形劇まつり・山家宿まつりの支援</li> <li>・あいさつ運動の展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間見守り活動</li> <li>・子育てサロン・いきいきサロン・シニアのつどいの支援</li> <li>・地域支えあい活動</li> </ul>
自然・環境（環境部）	スポーツ（スポーツ部）	安全・安心（防犯・防災部）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の水質・土壌検査</li> <li>・登山道の整備</li> <li>・環境衛生推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりの展開</li> <li>・スポーツ文化の醸成</li> <li>・青少年ボランティア活動の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区巡回パトロール</li> <li>・青少年の健全育成指導</li> <li>・通学指導</li> <li>・小学校と連携した合同防災活動</li> </ul>

## ■山家地域における地域活動の満足度

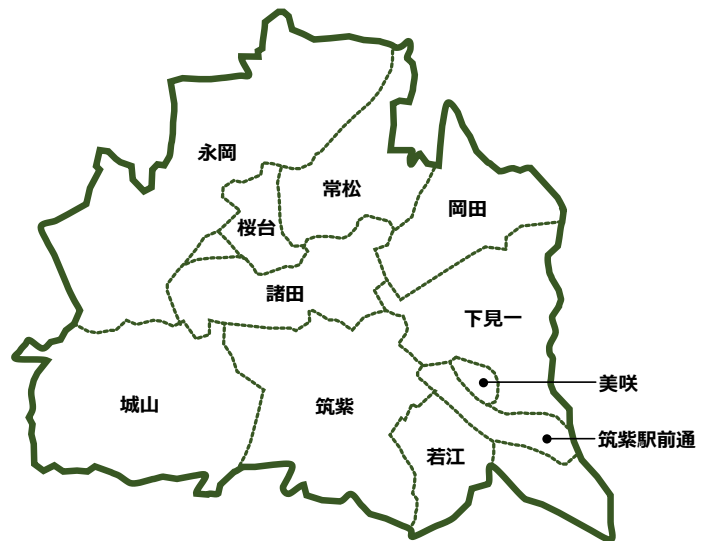
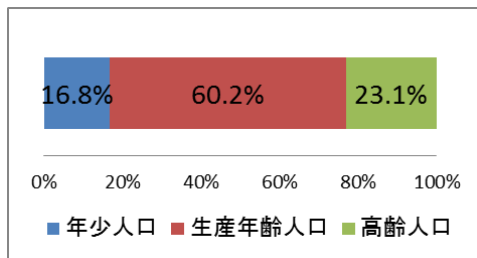


# 筑紫よかまち協議会

## ■地区の概況

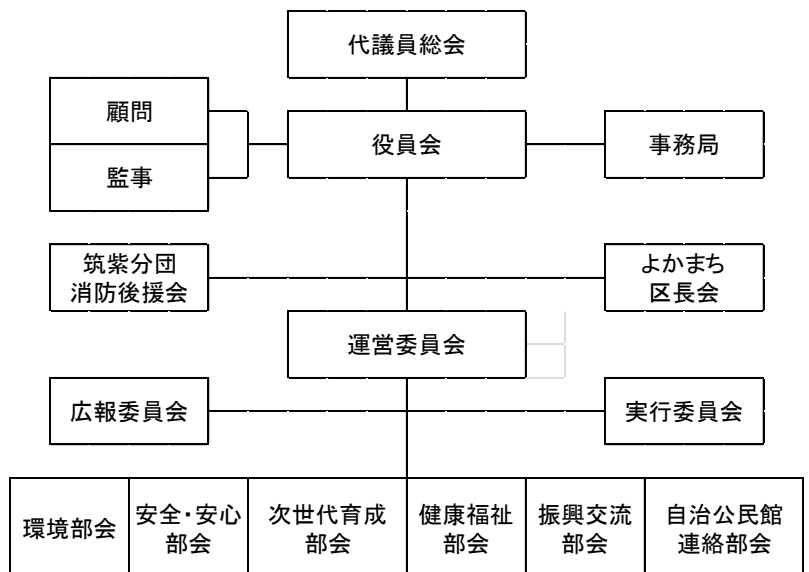
- ・筑紫コミュニティは、本市の中央部に位置しています。近年、西鉄筑紫駅周辺の土地区画整理事業をはじめとした宅地開発が進み、人口が増加傾向となっています。地域内には商業施設や医療機関、宝満川沿いの農地、西側の森林などがあり、多様な土地利用が行われています。
- ・筑紫小学校の区域(筑紫コミュニティに属する行政区「永岡」の一部には、「二日市東小学校」の通学区域が含まれています。)、11行政区で構成されています。
- ・人口 17,444 人、7,292 世帯で、高齢化率は 23.1%です。

面積	7.29 km <sup>2</sup>
世帯	7,292 世帯
人口	17,444 人
人口密度	2,393 人/km <sup>2</sup>
行政区数	11 行政区



## ■筑紫よかまち協議会

- ・ 設立年月日 H26. 12. 21
- ・ 役員体制
  - 会長 1 人
  - 副会長 2 人
  - 事務局長 1 人
  - 会計 1 人
  - 監事 2 人
  - 部会長 6 人



■筑紫よかまち協議会まちづくり計画

(1) まちづくりの方向性（スローガン）

「子どもたちに誇れる よかまちづくり」

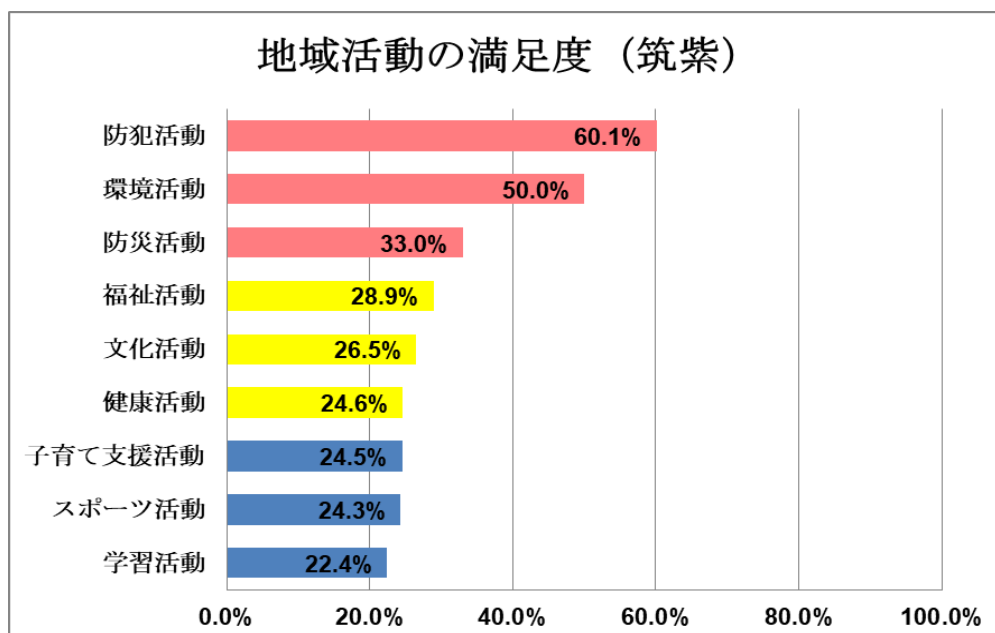
(2) まちづくりの目標

- ・子どもから高齢者まで、皆が助け合う、やさしいまちづくり
- ・笑顔があふれ、活気に満ちた、差別のない元気なまちづくり
- ・ふるさとの自然と歴史を継承し、次代へとつなぐ、持続するまちづくり

(3) 主な事業

全体事業		環境部会	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭・コンサート・ウォーキング・運動会</li> <li>・災害時のルールづくり</li> <li>・協議会活動の広報 等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・花いっぱい事業</li> <li>・ホテルの里づくり事業</li> <li>・河川の清掃 等</li> </ul>	
安全・安心部会		次世代育成部会	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・青パト防犯パトロール</li> <li>・防犯カメラの増設</li> <li>・災害図上訓練、被災時に備えた備蓄 等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新米ママの子育てレッスン講座</li> <li>・登下校時見守りボランティアの増員</li> <li>・子どもボランティアの育成 等</li> </ul>	
健康福祉部会	振興交流部会	自治公民館連絡部会	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉推進者の集い</li> <li>・独居高齢者見守り隊</li> <li>・高齢者人材バンク 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安西均記念事業</li> <li>・小中学校創立記念事業（連携）</li> <li>・ボランティア人材育成 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館長・主事研修会</li> <li>・先進地視察研修</li> <li>・コミセン出前講座 等</li> </ul>	

■筑紫地域における地域活動の満足度

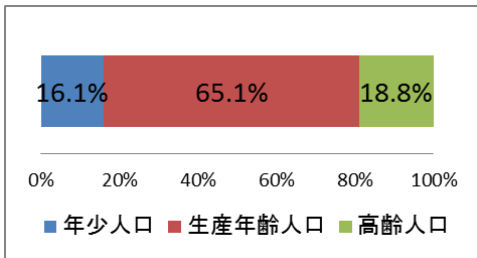


# 筑紫南コミュニティ運営協議会

## ■地区の概況

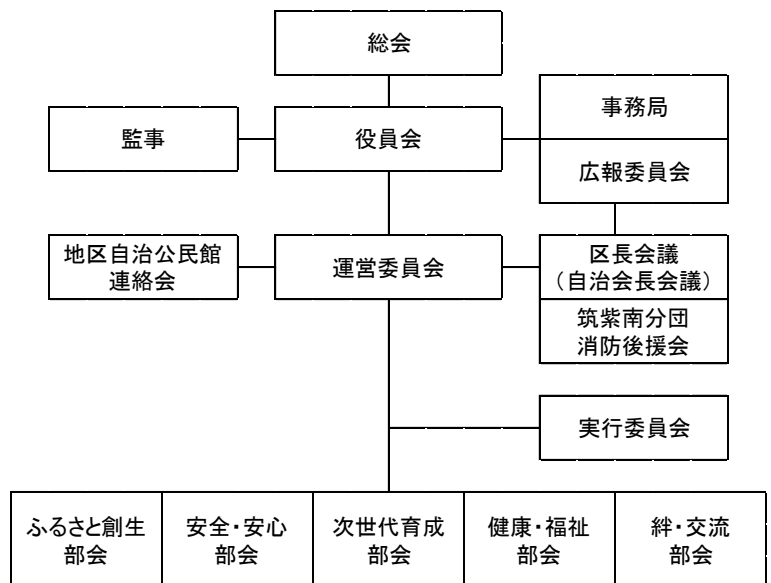
- ・筑紫南コミュニティは、本市の南部に位置しています。地域内では計画的な宅地開発による閑静な住宅街が形成されており、JR 原田駅周辺には商業施設や医療機関、西側には多目的グラウンドも備える「上原田公園」や緑豊かな森林、東側の宝満川沿いには広大な農地が広がっています。
- ・原田小学校、筑紫東小学校の区域、7行政区で構成されています。
- ・人口 18,269 人、7,004 世帯で、高齢化率は7つのコミュニティの中で最も低い 18.8%です。

面積	7.17 km <sup>2</sup>
世帯	7,004 世帯
人口	18,269 人
人口密度	2,548 人/km <sup>2</sup>
行政区数	7 行政区



## ■筑紫南コミュニティ運営協議会

- ・ 設立年月日 H26. 12. 14
- ・ 役員体制
  - 会長 1 人
  - 副会長 3 人
  - 事務局長 1 人
  - 会計 1 人
  - 監事 2 人
  - 部会長 5 人



■筑紫南コミュニティまちづくり推進計画

(1) まちづくりの方向性（スローガン）

「住みやすい 住んでよかった 住み続けたい スマイルタウン 筑紫南」

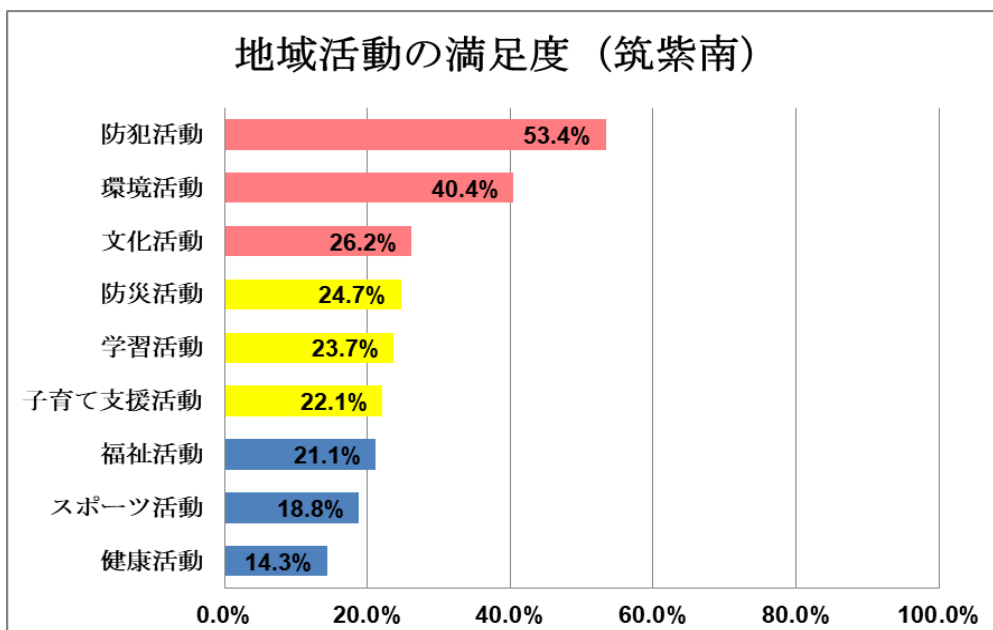
(2) めざす姿（部会スローガン）

- ・文化がいっぱい 自然と歴史が共存するまち【ふるさと創生部会】
- ・やすらぎがいっぱい 明るく住みよい安全安心なまち【安全・安心部会】
- ・夢がいっぱい 子どもの笑顔があふれるまち【次世代育成部会】
- ・優しさがいっぱい 元気で活気のある高齢者のまち【健康・福祉部会】
- ・希望がいっぱい 絆で結ぶ温かなまち【絆・交流部会】

(3) 主な事業

全体活動	ふるさと創生部会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・筑紫南コミュニティまつり</li> <li>・サポートセンターの充実</li> <li>・人材育成研修会</li> <li>・広報活動の充実 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原田宿関連活動</li> <li>・花いっぱい運動</li> <li>・ふれあい市の開催 等</li> </ul>
安全・安心部会	次世代育成部会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パトロール活動</li> <li>・登下校時の見守り活動</li> <li>・自主防災組織の充実</li> <li>・防犯・防災マップ、計画づくり 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援のネットワークづくり</li> <li>・子どもの体験活動の推進</li> <li>・コミュニティスクールの推進 等</li> </ul>
健康・福祉部会	絆・交流部会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座</li> <li>・高齢者生活支援事業</li> <li>・健康寿命の啓発、健康教室支援 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽フェスタ</li> <li>・ウォーキング、体育祭</li> <li>・地域の人材の発掘・育成 等</li> </ul>

■筑紫南地域における地域活動



### 3. コミュニティ運営協議会への支援の概要

市は、市と各コミュニティ運営協議会が対等なパートナーであることを認識し、双方が持つ特性を理解して認め合うとともに、協働によるまちづくりを進めていくことを目的として、パートナーシップ協定を締結しました。市は、このパートナーシップ協定書に定める市の役割に基づき、各コミュニティ運営協議会に対し以下のような支援を行っています。

#### ■コミュニティ運営協議会への主な支援内容

##### 人的支援

###### ○地域担当職員の配置

→コミュニティ推進課職員を各コミュニティ運営協議会の担当として配置し、地域との連絡・調整役を務めています。

###### ○コミュニティセンター館長・主事による支援

→コミュニティ運営協議会が実施する事業について指導や助言を行っています。また、コミュニティセンター主催講座と、コミュニティ運営協議会との共催事業の企画支援にあたっています。

##### 物的支援

###### ○コミュニティセンターの施設利用

→コミュニティセンターをコミュニティ運営協議会の活動の拠点施設として位置づけ、事務スペースを提供しています。

→コミュニティセンターの使用料や冷暖房費などを全額免除するとともに、備品等は無償貸与しています。

##### 財政支援

###### ○地域コミュニティづくり交付金の交付

→コミュニティ運営協議会に対して交付金を交付しています。

##### 情報支援

###### ○地域担当職員を通じた情報提供

→コミュニティ運営協議会および他市町村のコミュニティ活動の現況等について、地域担当職員を通じて各コミュニティ運営協議会へ情報提供を行っています。

###### ○コミュニティ運営協議会の活動にかかる広報・啓発

→「広報ちくしの」や市ホームページで、市のコミュニティ施策や各コミュニティ運営協議会を紹介しています。また、主要な活動についてはメディアに対する取材依頼を行っています。



### III 地域コミュニティの将来ビジョン



# 1. 地域コミュニティの将来ビジョン

地域コミュニティの将来ビジョンについて、第六次総合計画における目指す姿を踏まえ、コミュニティ運営協議会の将来展望を次のように整理します。

## (1) 第六次総合計画における将来都市像と地域コミュニティの位置づけ

第六次総合計画では、安心して子どもを生み育てることができ、誰もが生きがいを持ちつつ、安全安心に暮らすことができるまちづくりに対する期待が高まっていることから、その実現のために本市の7つのコミュニティを「核」とした「ふるさとづくり」について、市と地域が一体となって取り組むことが必要不可欠であるとされています。このことから、本市のまちづくりの基本理念「『自然』と『街』とが共生するまちづくり」を踏まえつつ、地域コミュニティによる魅力溢れる「ふるさとづくり」の推進を図るため、「自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさと ちくしの」を前計画から継承し、引き続き目指すまちの姿（将来都市像）としています。

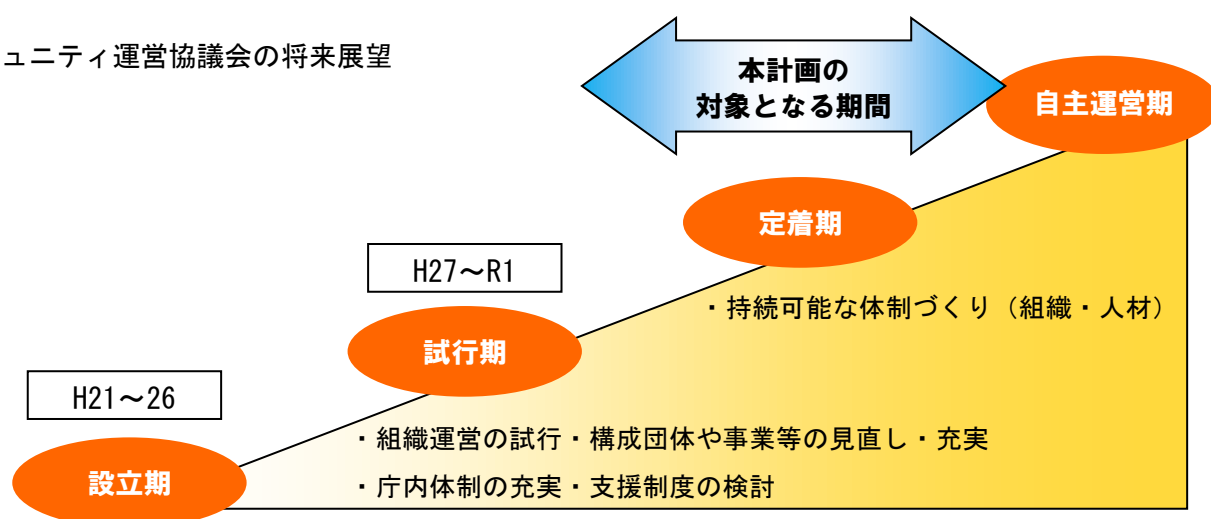
また、将来都市像を実現するための5つの政策の一つとして「共助社会づくり」を掲げるとともに、施策として「地域コミュニティによるまちづくり」、基本事業として「地域コミュニティ活動の充実」を掲げています。

## (2) コミュニティ運営協議会の将来展望

コミュニティ運営協議会の設立から5年が経過し、各コミュニティ運営協議会では地域課題に応じた様々な活動が行われるようになりましたが、一方で増えすぎた事業の整理が必要であるとの意見が出ています。

コミュニティ運営協議会の自主的な運営を目標とし、今後は定着期に向けて安定した組織運営や活発な事業活動の継続のために必要な支援を行っていくことが必要です。

### ■コミュニティ運営協議会の将来展望



モデル事業の実施 7つのコミュニティ運営協議会の設立

■第六次総合計画における地域コミュニティ施策の位置づけ

■将来都市像

**自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさと ちくしの**

■政策の大綱

**共助社会づくり**

- ・地域コミュニティをはじめ、ボランティアやNPO等の積極的な活動による協働のまちづくりが推進できるよう、活動基盤の維持・強化に対する支援を継続するとともに、様々な組織やグループの連携を促すことで、多くの市民がまちづくりに参画する気運の醸成に取り組みます。
- ・地域住民同士の支えあいや助けあいが重要となる福祉や防災の分野においては、地域での声かけや見守り活動の活性化、身近な相談窓口の利用促進を図るとともに、その活動を支える人材の育成に取り組みます。
- ・「自助」「共助」「公助」のバランスのとれたまちづくりを推進するため、各種行政情報や特色ある地域のまちづくりに関する情報を積極的に発信するとともに、市民の意見を市政に活かす広聴活動を推進します。

■施策

**地域コミュニティによるまちづくり**

(目指す姿)

- ・地域住民が主体となり、地域課題の解決や地域の魅力を活かしたまちづくりが進められています。

■基本事業

**地域コミュニティ活動の充実**

(目指す姿)

- ・地域コミュニティによる活動が充実・活性化し、地域の課題を地域自らで解決することができています。

## 2. 第二次基本計画の成果指標と目標数値

第六次総合計画に掲げる施策「地域コミュニティによるまちづくり」の目指す姿「地域住民が主体となり、地域課題の解決や地域の魅力を活かしたまちづくりが進められています。」を実現していくため、基本事業「地域コミュニティ活動の充実」の取組を進めていきます。

コミュニティ運営協議会の運営が試行期から定着期へ移行することを踏まえ、今後は安定した組織運営や事業活動の継続が重要です。

成果指標としては、第六次総合計画に合わせ、以下のとおりとします。

成果指標	平成 27 年度	現状値(※) [令和元年度]	目標値 [令和 5 年度]
①地域（コミュニティ・行政区等）において、まちづくりが進められていると思う市民の割合	—	67.2%	75.2%
②地域の活動（コミュニティ・行政区等）に参加している市民の割合	60%	67.3%	70.0%
③コミュニティ運営協議会の活動内容を知っている市民の割合	9%	15.2%	25.2%
④コミュニティ運営協議会を知っている市民の割合	43%	56.6%	70.0%

①地域で行われる様々な活動の活性化を促し、まちづくりが進んでいると感じる市民の割合を増やします。

②活動の定着化に向け、一人でも多くの市民が、地域の活動に参加できるようにしていきます。

③活動の参加に向け、コミュニティ運営協議会の活動内容を知っている市民の割合を増やしていきます。

④コミュニティ運営協議会の活動内容を知ってもらうために、継続してコミュニティ運営協議会の存在を知っている市民の割合を増やしていきます。

※注 成果指標の現状値は、令和元年5月に実施した「まちづくりアンケート」によるものです。  
18才以上の市民3,000人を対象とし、回収率は51%となっています。  
成果指標①は、令和元年度から新たに設定した指標です。



## IV 地域コミュニティ施策





# 1. 施策の体系

地域コミュニティの将来ビジョンの実現に向けて、地域コミュニティ施策の体系を次のとおり整理します。

施策	市の取組
1. コミュニティ区域の周知	(1) コミュニティ区域の方針 (2) 各種地域団体の活動区域との整合
2. コミュニティ運営協議会の組織体制の充実	(1) 各種団体との連携 (2) 人材の発掘と担い手の育成 (3) 行政委嘱委員制度の整理 (4) 事務局体制の強化
3. コミュニティ運営協議会の自主運営の促進	(1) コミュニティセンター及びコミュニティセンター職員の役割の整理 (2) 地域まちづくり計画の推進 (3) 補助制度の見直し (4) 財源の充実と効果的な運営
4. 協働事業の実施	(1) 協働事業の実施
5. 地域と市との連携	(1) 行政窓口の整理 (2) コミュニティ運営協議会相互の交流と調整の場づくり (3) 情報の適正管理と受発信
6. 広報・啓発の促進	(1) 広報活動の充実 (2) 市民意識の高揚 (3) 職員の意識啓発

## 2. 施策の概要

コミュニティ運営協議会へのヒアリングによって明らかになった【現状と課題】を踏まえながら、次のとおり【市の取組】を進めていきます。

### 施策1. コミュニティ区域の周知

#### 【現状と課題】

##### ●コミュニティ区域の方針

基本構想では、筑紫野市を7つの区域に分け、それぞれの区域において、地域の中核となる自治組織としてコミュニティ運営協議会を設立することを掲げています。しかし、複数の小学校区を持つコミュニティでは、会議や事業など運営面において難しい点があるとの意見があります。また、複数の小学校区に属する行政区では、コミュニティ運営協議会の活動との関わり方が難しい場合があるとの意見もあり、コミュニティと小学校区・行政区の関係性の周知が課題となっています。

##### ●各種地域団体の活動区域との整合

民生委員児童委員連合会などの地域団体の活動の区域と7つのコミュニティ区域とで一致しておらず、コミュニティ運営協議会の活動への参加に支障が出ています。地域団体の活動区域と7つのコミュニティ区域との整合性を図ることが課題となっています。

## 【市の取組】

地域コミュニティづくりの推進にあたり、まずは、各コミュニティの区域を明らかにしておく必要があります。

コミュニティ区域の設定について、今後、次のように取組を進めていきます。

- |                     |
|---------------------|
| (1) コミュニティ区域の方針     |
| (2) 各種地域団体の活動区域との整合 |

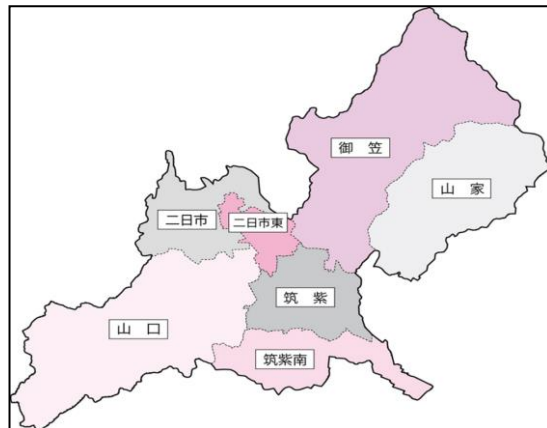
### (1) コミュニティ区域の方針

7つのコミュニティ区域については、コミュニティ運営協議会を設立する過程における学習会、準備会において説明し、組織設立後も研修会や市の広報紙などにおいてお知らせしてきましたが、まだ、十分に理解が得られているものではありません。

本計画の期間においては、7つのコミュニティ区域の定着化に向け、地域住民をはじめ関係機関・団体の理解を継続して高めていくものとします。

また、コミュニティの区域は、現行の82の行政区の単位を基礎とするものであり、一つの行政区が複数のコミュニティの区域に属することはないものとし、今後とも十分に説明を尽くすものとします。

#### ■ 7つのコミュニティの区域図



#### ■ 行政区と小学校区、コミュニティ区域の現状

行政区	小学校区	コミュニティ区域
都府楼団地行政区	水城西小学校区	二日市コミュニティ
杉塚行政区	水城西小学校区	二日市コミュニティ
	天拝小学校区	
東町行政区	二日市小学校区	二日市東コミュニティ
	二日市東小学校区	
永岡行政区	二日市東小学校区	筑紫コミュニティ
	筑紫小学校区	

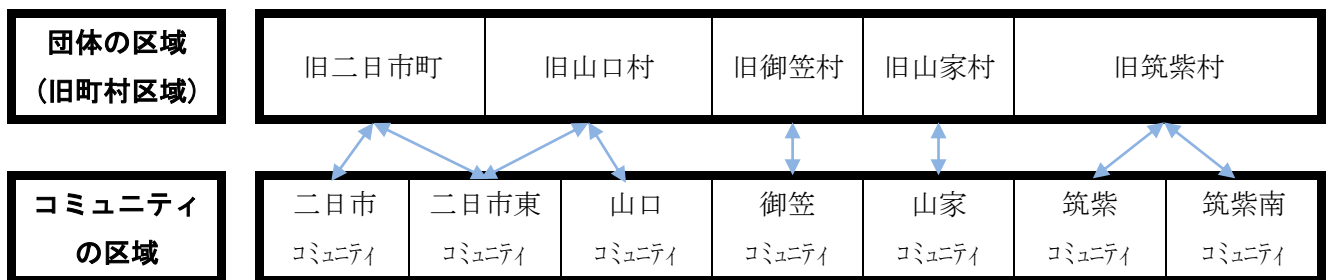
## (2) 各種地域団体の活動区域との整合

既に、自治公民館連絡協議会など、各団体の地区割りの再編について議論された団体もありますが、市としても各団体の組織が7つのコミュニティの区域に沿ったものとなるよう推奨するものとし、各団体との協議・調整を行っていきます。

### ■地域団体の地区割りとコミュニティ区域との関係

**例**

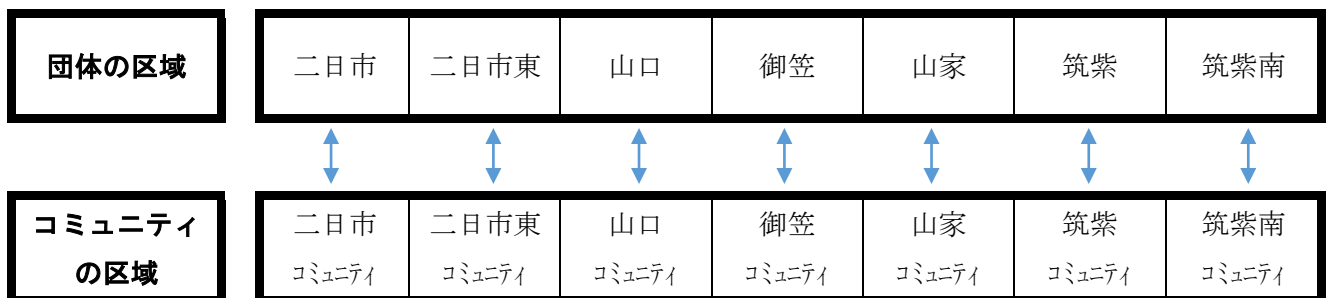
(合併前の5つの旧町村単位で地区割りを設定している団体の場合)



どのコミュニティに関われば  
良いか分からない・・・

どの団体に参加を呼びかければ  
良いか分からない・・・

(7つのコミュニティ区域に合わせて地区割りを再編)



## 施策2. コミュニティ運営協議会の組織体制の充実

### 【現状と課題】

#### ●各種団体との連携

市民アンケートの結果から、コミュニティ運営協議会の目的・意義が十分に伝わっていない、また、コミュニティ運営協議会と既存の地域団体との関係性の整理が十分でないという現状があります。

地域団体にコミュニティ運営協議会に対する理解を深めてもらうため、コミュニティ運営協議会の組織としての位置づけや役割について周知を行い、連携を図ることが課題となっています。

コミュニティ運営協議会をはじめ、コミュニティセンター、コミュニティスクールなど、コミュニティと名のつくものが複数あり、それぞれの活動も似通っているとの意見があります。

それぞれの位置づけや役割などの整理が課題となっています。

#### ●人材の発掘と担い手の育成

コミュニティセンターで開催されている主催講座において、可能なものはコミュニティ運営協議会との共催により実施していますが、今後もコミュニティ運営協議会が安定して組織運営や事業展開を行うための人材の発掘と育成が課題となっています。

#### ●行政委嘱委員制度の整理

筑紫野市では、区長やスポーツ推進委員など、地域から推薦された個人に対して、市から一定の業務を委嘱する行政委嘱委員制度を行っています。

行政委嘱委員の業務とコミュニティ運営協議会の活動とが重複している現状があり、これらの行政委嘱委員について、コミュニティ運営協議会の活動への関わり方の整理が課題となっています。

#### ●事務局体制の強化

地域コミュニティづくり交付金制度の創設後、各コミュニティ運営協議会において専従の事務局長や事務局員の配置について検討が進められていますが、未だ事務局体制は確立したものとなっておらず、コミュニティセンターに配置されている市職員の支援に頼りがちになっています。

将来的なコミュニティ運営協議会の自主運営に向け、事務局体制の確立に向けた市からの支援のあり方について検討する必要があります。また、コミュニティセンター職員とコミュニティ運営協議会との関係と役割分担を整理する必要があります。

## 【市の取組】

コミュニティ運営協議会が、地域の自治に関する活動を発展させ、地域における新たな公共の担い手となっていくためには、コミュニティ運営協議会の組織体制の充実を図ることが必要です。

効率的な組織体制の構築を図ることは各コミュニティ運営協議会の自治によって行われるべきですが、市としても次のとおりコミュニティ運営協議会の担い手となる人材育成の取組を進めることにより、組織体制の充実に向けた支援を図るものとします。

- (1) 各種団体との連携
- (2) 人材の発掘と担い手の育成
- (3) 行政委嘱委員制度の整理
- (4) 事務局体制の強化

### (1) 各種団体との連携

コミュニティ運営協議会の運営が円滑に進み、かつ、活性化するように、市と地域とで協議をしながら部会を構成する団体や自治会等選出の委員などについての考え方を整理するとともに、個人やNPO・ボランティアの参加を促すものとします。

### (2) 人材の発掘と担い手の育成

市では、コミュニティセンターにおける主催講座をはじめとした各種講座を活用し、地域における活動の担い手となる人材を発掘し、育成する事業を行っていきます。また、主催講座などの各種講座については、企画段階からコミュニティ運営協議会に参画してもらい、可能なものについては講座の開催をコミュニティ運営協議会との共催により実施することで、企画、運営能力をもつ地域リーダーの育成を図っていきます。

この他、国や県において開催される研修会の情報提供を行うなど、地域活動の担い手の発掘やスキルアップを図るため各種支援を継続して実施していきます。

また、一部のコミュニティ運営協議会ではサポーター制度の創設が進められているところですが、いずれのコミュニティ運営協議会においても人材の確保・育成は喫緊の課題であることから、市としてもサポーター制度の創設を推奨していきます。



### **(3) 行政委嘱委員制度の整理**

地域から推薦された個人に対して市から業務を委嘱する行政委嘱委員制度について、全般的に見直しを行い、コミュニティ運営協議会との関わり方について整理し、可能なものについてはコミュニティ運営協議会の活動に参画できるよう促していきます。

### **(4) 事務局体制の強化**

コミュニティ運営協議会の事務局体制が確立できるまでの間は、引き続き、コミュニティセンターの職員が指導、助言を行うとともに、コミュニティ推進課の職員を地域担当職員として位置づけ、コミュニティ運営協議会の自主運営に向けた取組について支援していきます。

## 施策3. コミュニティ運営協議会の自主運営の促進

### 【現状と課題】

#### ●コミュニティセンター及びコミュニティセンター職員の役割の整理

コミュニティセンターの役割やコミュニティ運営協議会との関わりが不明確であるという現状があります。

コミュニティ運営協議会の将来的な自主運営を目指し、コミュニティセンターの役割を踏まえた支援のあり方が課題となっています。

#### ●地域まちづくり計画の推進

地域まちづくり計画のチェック体制や内容の周知が十分でないという現状があります。

地域まちづくり計画はその期間を10年とする中長期の計画となっていることから、進捗状況を把握するとともに計画内容と実態との整合性を確認する体制の構築が課題となっています。

#### ●補助制度の見直し

一部のコミュニティ運営協議会においては区域内の自治会等からの負担金などにより自主財源を確保しているところもありますが、多くはその財源について市からの交付金や補助金に依存しています。しかし、事業ごとに所管課が異なり、その用途に複雑な制限が課されていることから、運用面において使い勝手が悪く、コミュニティ運営協議会の自主的な活動の制約となっているという現状があります。

将来的なコミュニティ運営協議会の自主運営に向けて、市からの補助のあり方が課題となっています。

#### ●財源の充実と効果的な運営

現行の市交付金だけではコミュニティ運営協議会の運営費が不足しているという現状があります。

今後、コミュニティ運営協議会が事務局体制の強化を図るうえでは、財政面での支援のあり方が課題となっています。市の交付金、補助金以外の財源確保を検討するとともに、効率的な運営に向けた事業見直しの取り組みなどが必要です。



## 【市の取組】

コミュニティ運営協議会の活動を充実させるためには、活動の担い手となる人材の確保とともに、活動の拠点施設と財源の確保が必要となります。

コミュニティ運営協議会の将来展望に基づき、いずれの地域においても自主運営が行えるよう、市として次のように支援にあたるものとします。

- (1) コミュニティセンター及びコミュニティセンター職員の役割の整理
- (2) 地域まちづくり計画の推進
- (3) 補助制度の見直し
- (4) 財源の充実と効果的な運営

### (1) コミュニティセンター及びコミュニティセンター職員の役割の整理

コミュニティセンターは、市が管理・運営する多目的施設であり、次のような役割を担っています。

- ①地域住民の交流の場(ふれあいコーナー、学習コーナーなど)
- ②地域活動の拠点施設(会議やイベントなどの会場)
- ③生涯学習の地域拠点(主催講座の実施など地域の人づくり)
- ④地域防災の拠点施設(市が開設する一次避難所)
- ⑤市の出張所(住民票の写し、印鑑登録証明書など証明書の発行事務など)

コミュニティセンターの職員は、地域コミュニティづくりの推進に向け、コミュニティセンターの役割を踏まえながら、コミュニティ運営協議会に対し、指導や助言、地域の人づくりなどの支援にあたるものとします。

### (2) 地域まちづくり計画の推進

各コミュニティ運営協議会において策定された地域まちづくり計画について、社会情勢の変化等により当初計画した内容と実態との間にずれが生じることがあるため、進捗管理や内容の見直しにあたっての取組を支援します。

### (3) 補助制度の見直し

地域活動の活性化を図るため、市から地域へ交付している各種補助制度について見直しを行い、関係機関・団体と協議を行いながら、コミュニティ運営協議会の自主運営に向けた財政支援のあり方について検討を行います。

### (4) 財源の充実と効果的な運営

将来的な地域の自主運営を目的とし、市からの委託事業の検討、市以外の他機関の補助制度に関する情報提供、コミュニティビジネスの事例紹介などを行うことによって、各コミュニティ運営協議会における自主財源の確保を支援するものとします。

## 施策4. 協働事業の実施

### 【現状と課題】

#### ●協働事業の実施

第六次総合計画では、市と地域コミュニティとが一体となって地域づくりを進めていくものとしており、協働により取り組むべきテーマについて、一定の整理を行う必要があります。

### 【市の取組】

基本構想では、望ましいコミュニティの姿として、「地域の様々な問題や課題に自発的・主体的に取り組む、その解決をめざすコミュニティ」を掲げています。

コミュニティ運営協議会がこのような公共的な役割を果たせるよう、市としては、各地域の自主的な活動を支援するほか、市とコミュニティ運営協議会との協働により、共に地域における公共的な役割を果たすことを提案していきます。

市から協働による取組を提案する項目は、次のとおりとします。

なお、市が定める第六次総合計画の方向性と各コミュニティ運営協議会が策定した地域まちづくり計画に掲載されている事業において、取組の方向性が合致するものについては、市とコミュニティ運営協議会とで個別に協議を行いながら検討していくものとします。

### （1）協働事業の実施

（ ）内は所管課

#### ①防犯に関する取組（危機管理課）

市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、各地域の自主活動として行われる防犯パトロールの実施について、青パトの貸し出し、のぼり旗の配布、情報提供などの支援を行います。

#### ②防災に関する取組（危機管理課）

地域と連携して災害につよいまちづくりを目指し、災害時の防災活動や避難所の運営などについて協力を依頼します。

災害発生時の情報発信や地震や風水害等に対する普段の備えや、実際に災害が起きたときの対処法など、防災意識を高めるために防災について知識を持った職員を派遣して出前講座を実施するなどの支援を行います。

#### ③交通安全の推進に向けた取組（危機管理課）

市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、地域の自主活動として行われている小学生等の登下校時での交通指導などについて支援を行います。

#### ④地域公共交通に関する取組（企画政策課）

地域コミュニティ毎の公共交通に係る実情を踏まえ、地域住民の交通利便性を高める取組について、市とコミュニティ運営協議会とで連携し検討を行います。

#### ⑤健康づくりに向けた取組（健康推進課）

市民が「自分の健康は自分で守る」ことを意識し、主体的に実践できるよう、健康づくりに向けた取組について検討を行います。

コミュニティ運営協議会と協議のうえ、介護予防等の地域活動を推進できるよう、知識を持った職員や健康づくりサポーターを派遣するなどの支援を行います。

#### ⑥子どもと子育て家庭にやさしい環境づくりの取組（子育て支援課、生涯学習課）

子どもと子育て家庭への支援策として、子どもや、子育て中の親子が集う地域の居場所づくりをすすめるため、コミュニティ運営協議会と協議のうえ、自治公民館、コミュニティセンター、学校などでの体験学習を伴う子どもの居場所づくりを推奨するとともに、地域からの相談に対する助言や知識を持った職員を派遣するなど活動への支援を行います。

#### ⑦災害時における高齢者や障がい者等への支援の取組（生活福祉課）

災害時に何らかの手助けを必要とする高齢者、障がい者、妊産婦等を把握し、災害発生時等には必要な支援が受けられるよう、支援体制の確立を目指します。

コミュニティ運営協議会と協議のうえ、支援制度の周知や、日頃からの要援護者の状態の確認、声かけなどについての取組を支援します。

#### ⑧高齢者にやさしいまちづくりの取組（高齢者支援課）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、高齢者を含めたすべての世代による住民参加の見守り活動や生活支援など、生活に身近な地域における支え合いの仕組みの確立について検討していきます。

地域の特色や実態に即した仕組みとなるよう、地域の社会資源を把握し、情報発信していくとともに、関係団体等と協議しながら、啓発のための学習会の開催や、認知症サポーターなどの人材育成を行っていきます。

#### ⑨空き家対策に関する取組（建築課）

地域が困っている空き家の問題で地域独自で行う取組について、地域で連絡先を把握していない所有者に連絡を行うなど必要な支援を行います。

市内の空き家状況を把握するために、地域活動等を通じて把握している空き家情報の提供を依頼します。

#### ⑩公園等をはじめとする公共施設の活用（維持管理課）

地域における身近な公共施設としての公園等で、草刈りや清掃等地域住民の主体的かつ自主的な活動について必要な支援を行います。

#### ⑪地域美化活動の支援（環境課）

地域で実施する地域美化活動において、ゴミ袋の提供やゴミ収集車の手配等の支援を行います。

#### ⑫農業用施設の維持管理の取組（農政課）

受益者2名以上となる農業用施設（農道や農業用水路・ため池など）の維持管理について、市として必要な支援に努めます。

#### ⑬コミュニティ・スクールの推進（学校教育課、生涯学習課）

学校運営協議会へ地域の代表者に参画してもらい、地域とともにある学校づくりを進めます。また、コミュニティ・スクールの取組の一つとして、子どもたちの地域への貢献活動を推進します。

#### ⑭文化やスポーツを通じた地域の交流活動の促進（文化・スポーツ振興課、文化財課）

コミュニティにおいて文化・スポーツの受け皿づくりを進め、地域の特色を活かした取組を検討していきます。

また、コミュニティ運営協議会と協議のうえ、歴史や文化、スポーツなどの各種活動の実践を支援するために、関係団体や人材の紹介などの支援を行います。

#### ⑮人権尊重のまちづくりの推進に向けた取組

すべての市民が心豊かで、自分らしくいきいきと暮らせる人権尊重社会の実現に向けて、地域の実情に応じた人権啓発・教育等の取組を実施していきます。

コミュニティ運営協議会と協議のうえ、昭和56年から継続している人権問題市民懇談会をはじめ、人権に関する学習会や講座の開催等、必要に応じた支援を行います。

## 施策5. 地域と市との連携

### 【現状と課題】

#### ●行政窓口の整理

地域に対して市からの依頼や要請が多いことから、市とコミュニティ運営協議会で定期的に情報交換を行う必要性について指摘されています。

コミュニティ運営協議会への関与のあり方を整理するとともに、全庁的な体制を整備することが課題となっています。

#### ●コミュニティ運営協議会相互の交流と調整の場づくり、情報の適正管理と受発信

現在、7つのコミュニティ運営協議会の会長によるコミュニティ連絡会や、役員等によるコミュニティ21が開催されているところです。

実務的な情報交換を目的とした事務局長会議や部会長会議の設置を求める意見もあることから、今後の情報交換のあり方が課題となっています。

## 【市の取組】

現在、各コミュニティ運営協議会の間において直接情報交換などが行われる機会は多くはありません。

それぞれのコミュニティ運営協議会における活動や、地域における取組のノウハウを共有化し、筑紫野市全体として地域活動の活性化を図るためにも、コミュニティ運営協議会間の情報交換が積極的に行われるよう促進します。

市と地域、地域間、そして、地域内における情報・意見交換については、次のように取組を進めるよう、関係機関・団体と協議し、調整にあたるものとします。



- (1) 行政窓口の整理
- (2) コミュニティ運営協議会相互の交流と調整の場づくり
- (3) 情報の適正管理と受発信

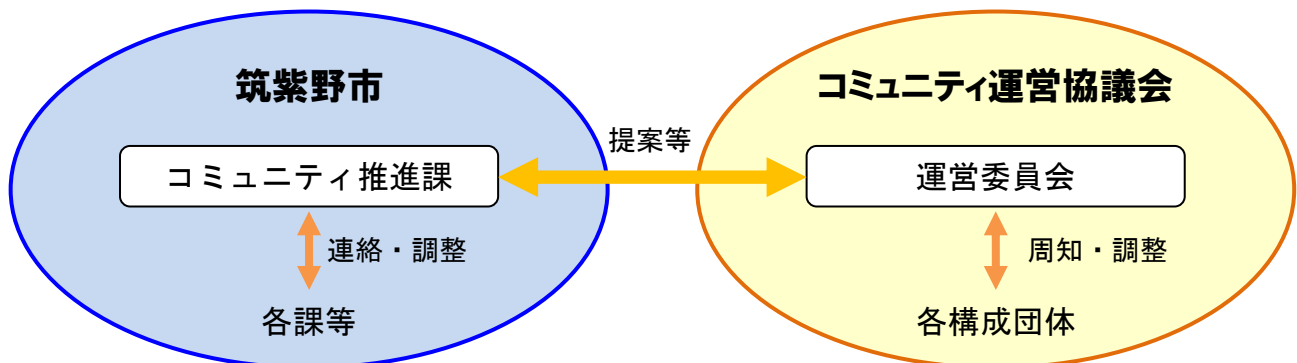
### (1) 行政窓口の整理

コミュニティ運営協議会の活動が円滑に進められるよう、地域コミュニティに関する行政の窓口を整理しているところですが、今後も各課等と連携しながら情報の共有化を進めます。

市の方針としては、コミュニティ全体の意見はコミュニティ運営協議会の組織体制を通じて運営委員会において取りまとめるものとし、運営委員会の承認のもと市に提案することを推奨します。市の庁内の連絡調整体制としては、コミュニティ運営協議会からの意見や提案は、まずは、コミュニティ運営協議会の所管課が窓口として受け付け、庁内の調整にあたるものとします。

また、市からコミュニティ運営協議会に対する提案や、情報の周知を依頼する場合には、各コミュニティ運営協議会の運営委員会を窓口とするものとし、運営委員会を通じて地域内の各種団体等への周知や、調整にあたるものとします。

#### ■行政窓口とコミュニティ運営協議会の連絡調整の関係図



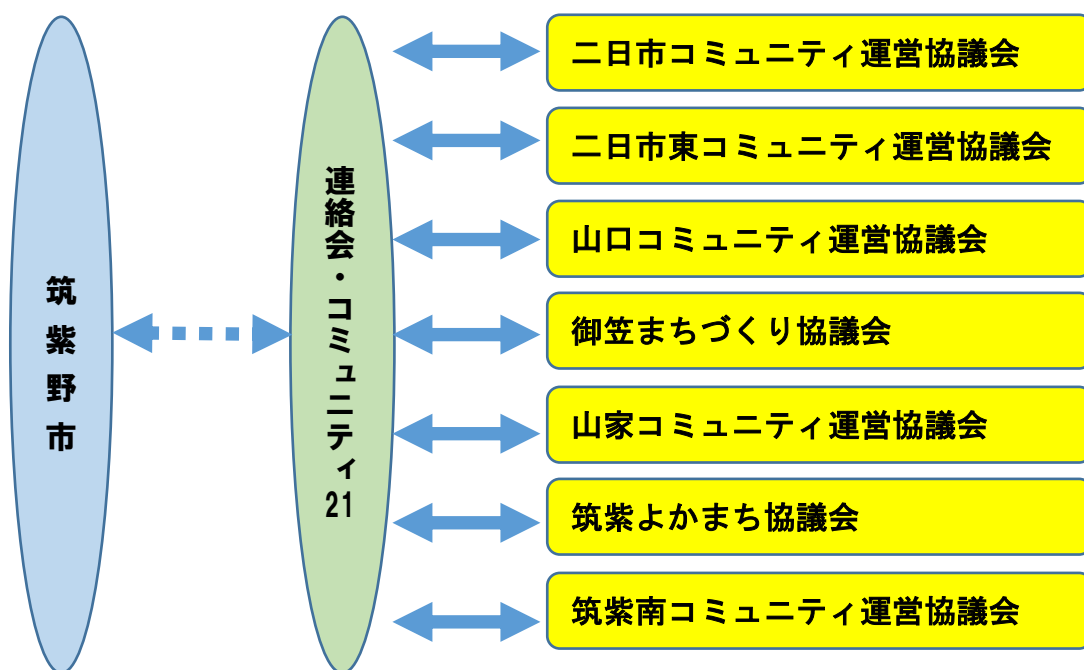
## (2) コミュニティ運営協議会相互の交流と調整の場づくり

コミュニティ運営協議会相互の情報交換により活動の活性化を図るため、各コミュニティ運営協議会の会長が出席するコミュニティ連絡会が設置され、市から7つのコミュニティ運営協議会に対して周知または提案を行う案件については、この会議の場において行っています。

また、コミュニティ間の情報交換に加え研修等の強化を図るため、各コミュニティ運営協議会の会長、副会長、事務局長が出席するコミュニティ21が設置され、年4回程度開催されています。

各コミュニティ運営協議会の経験、ノウハウを共有することが安定的な組織運営につながると考えられること、また、各コミュニティ運営協議会からもコミュニティ間の情報交換の実施が求められていることから、今後も情報交換が円滑に行われるよう支援を行うものとします。

### ■連絡会議の関係図



## (3) 情報の適正管理と受発信

前述の定期的な情報・意見交換の場の他、各種行政情報とともに地域活動に関する情報についても幅広く収集し、コミュニティ運営協議会に対して発信していくものとします。

また、コミュニティ運営協議会が管理する情報のうち、個人情報については、適正な保護と管理がなされるよう市から必要な指導、助言を行うものとします。

## 施策 6. 広報・啓発の促進

### 【現状と課題】

#### ● 広報活動の充実、市民意識の高揚

平成 27 年度時点と比較し、コミュニティ運営協議会を知っている（活動内容を知っている）市民の割合は増加していますが、未だ認知度が十分に高まっているとは言えない状況です。

コミュニティ運営協議会において、今後も持続的な活動を展開するにあたっては、地域住民の理解、そして地域内の団体の理解を得ることが何よりも重要です。各コミュニティ運営協議会においても広報委員会の設置、コミュニティだよりの作成、ホームページの開設など情報発信に関する取組が行われているところですが、市としても積極的に広報活動を行っていくことが課題となっています。

#### ● 職員の意識啓発

地域コミュニティ施策に関する市職員の理解が十分とは言えないという地域からの意見があり、市職員各個人の意識の変革が課題となっています。



## 【市の取組】

共助社会の理念について浸透を図るには、文字や絵図などの情報にのみ頼るのではなく、実際にコミュニティ運営協議会の活動に参加してもらい、その活動を通じて地域コミュニティづくりの利点を体感してもらうことが効果的です。

上記の考え方を踏まえ、本計画における広報・啓発活動については、まずは、コミュニティ運営協議会の存在と活動を知ってもらい、次に、コミュニティ運営協議会の活動をはじめ地域活動への参加を呼びかけ、活動への参加を通じて共助社会の理念の浸透を図ることを目指すものとします。

また、コミュニティ運営協議会と市が連携し、協働の取組を進めるためには、これまで市が行ってきた地域コミュニティづくりの取組やコミュニティ運営協議会の活動などに対する市職員の認識を高める必要があります。

市民、そして、市職員の意識啓発のため、市としては、次のように取組を進めるものとします。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 広報活動の充実</li><li>(2) 市民意識の高揚</li><li>(3) 職員の意識啓発</li></ul> |
|---|

## (1) 広報活動の充実

地域コミュニティについては、子どもから高齢者までのあらゆる人々に対して広報活動を展開していく必要があります。

このため、次のように広報活動を実施していくものとします。

### ■市の広報活動

区分	内容
①広報ちくしの	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民全体への広い情報発信を意識し、継続した啓発を検討するとともに、コミュニティ運営協議会から取材の要請があった活動、その他主要なイベントなどについて記事を掲載します。</li><li>・地域コミュニティにかかる特集記事を作成し、掲載します。</li></ul>
②市SNS	<ul style="list-style-type: none"><li>・迅速な情報発信を意識し、コミュニティ運営協議会の主な行事について、情報を発信します。</li></ul>
③コミュニティ情報コーナーの設置	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域活動について関心を持つ方に対しての情報発信を意識し、いずれのコミュニティセンターにおいても、全てのコミュニティ運営協議会に関する情報を手に入れることができるよう、コミュニティ運営協議会が独自に発信している広報紙や、設立時の事績(報告書)を設置します。</li><li>・コミュニティ運営協議会について、いつでも詳細な情報を提供できるよう、行事予定表、活動報告、事業案内チラシなどを設置します。</li></ul>
④市ホームページ	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域コミュニティについて詳細な情報を伝えることができるよう、地域コミュニティづくりの趣旨、これまでの経過、現況、今後の方向性について記事を掲載します。</li><li>・コミュニティ運営協議会の年間行事予定表を掲載します。</li><li>・コミュニティ運営協議会の主要なイベントのうち、特に多くの参加者が見込まれるものについては、市のイベントカレンダーへ掲載します。</li><li>・コミュニティ運営協議会のホームページとの外部リンクを設定し、詳細な情報を提供できるようにします。</li></ul>
⑤メディアへの情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・コミュニティ運営協議会の取組を効果的に市内外へ発信することを意識し、新聞、テレビなどの各種メディアに対して、コミュニティ運営協議会の主な活動についての情報を提供し、取材を要請します。</li></ul>

## **(2) 市民意識の高揚**

コミュニティ運営協議会の活動への参加や体験を通じて、地域コミュニティづくりの理解者や協力者の増加を目指すと共に、地域と連携して各行政区の自治会等や各種団体への説明会や研修会を実施するなど、コミュニティ運営協議会や共助社会づくりへの理解を促進する取組を行います。

## **(3) 職員の意識啓発**

市職員を対象とする研修を実施し、地域コミュニティづくりにかかる認識を深めるとともに、各担当業務においてコミュニティ運営協議会の活動を意識した取組を行います。

また、全職員に対しコミュニティ運営協議会の活動内容を周知するとともに、イベント等への参加の呼びかけを行います。

### 3. 施策の推進に向けて

#### (1) 第二次基本計画の周知

地域コミュニティ施策を効果的に推進するためには、将来ビジョンや、施策の方向性などについて、市民や関係機関・団体など、地域コミュニティづくりに関係する全ての人が共通の理解を持つことが重要です。

このため、市の広報やホームページ、関係する施設などを通じて、本計画を公表し、市全体で目指す地域コミュニティ施策の方向性について幅広く周知します。

#### (2) 庁内組織の連携強化と基本計画の進行管理

本計画に掲げた施策を着実に推進していくため、庁内組織の連携の強化に努めます。

また、本計画の進捗状況について、コミュニティ運営協議会との意見交換を実施します。意見交換の結果については、関連する計画等との調整や連携を図り、施策に反映させるよう検討します。

#### (3) 市と地域との協働の推進

平成 28 年度に、市と地域住民や地域で活動する各種団体が、より安全で安心なまちづくりを目指し、お互いの特性を活かしながら協働によるまちづくりを進めるため、パートナーシップ協定書を締結しました。このパートナーシップ協定書で確認した市とコミュニティの役割に基づき、お互いが対等なパートナーとして協働によるまちづくりを進めていきます。

また、各コミュニティ運営協議会では、それぞれのコミュニティで策定された地域まちづくり計画に基づき事業がすすめられています。コミュニティ運営協議会が企画する各種事業の目的が、第六次総合計画に示す市が目指す姿と方向性が合致するものについては、地域からの求めに応じて協働で取り組むことができないか個別に協議を行いながら検討を進めていきます。

#### (4) 自助、共助による持続可能な体制の構築に向けて

コミュニティ運営協議会の将来展望で示した定着期に向けて、市とコミュニティ運営協議会とで協議をしながら、以下の取組みを進めていきます。

##### ①事業や組織体制の検証

(事業の検証)

コミュニティと自治会で同じような事業を実施していないか、目的や結果、成果をチェックします。

(役割の検証)

コミュニティと自治会の役割を整理し、それぞれの負担を軽減できないかチェックします。

(災害対応の検証)

特に大規模災害時の避難誘導等について、コミュニティと自治会の役割、取組みをチェックします。

(組織の検証)

部会の再編など、効率的な組織体制をチェックします。

(集中と選択)

防災、福祉、教育など、重点的に取り組む施策、経費を検討します。

②役員手当等の標準経費の検討とコミュニティづくり交付金のルールの見直し

- ・事業検証の結果に基づき、現在の交付金額の妥当性と支援員の独自雇用について検証を行います。
- ・役員手当などの経費や交付金の使い道など、ルール化できるものはルール化を検討します。

(参考)

### ●協働のまちづくりの推進

平成28年度に、市と地域住民や地域で活動する各種団体が、より安全で安心なまちづくりを目指し、お互いの特性を活かしながら協働によるまちづくりを進めるため、パートナーシップ協定書を締結しました。このパートナーシップ協定書で確認した市とコミュニティの役割に基づき、**お互いが対等なパートナーとして**協働によるまちづくりを進めていきます。



### ●各コミュニティ運営協議会のまちづくり計画の推進

各コミュニティ運営協議会では、それぞれのコミュニティで策定されたまちづくり計画に基づき事業計画が作成されています。コミュニティ運営協議会が企画する各種事業の目的が、第六次総合計画に示す、市が目指す姿と方向性が合致するものについては、**協働で取り組むことができないか、個別に協議を行いながら検討**を進めていきます。



# 参 考 资 料





## 【参考資料1】地域に関わる用語の定義

### 1. 自治会等に関わる用語の定義

#### ①自治会等

- ・おおむね行政区と同じ区域において、区域内の住民によって構成され、現として存在している自治組織のことをいいます。
- ・名称は自治会の他、区、区会、町会、町内会、自治会連合会など地域によって異なります。

※行政区と自治会等は、本来、別の意味となります。

#### ②隣組等

- ・自治会等の内部組織として置かれる最小の単位組織のことをいいます。
- ・名称は隣組の他、組、班、自治会、隣保班など地域によって異なります。

#### ③班等

- ・自治会等の内部組織として置かれる中間組織のことをいい、複数の隣組等によって構成されています。
- ・名称は班の他、自治会、町内会、ブロック、地区、区など地域によって異なります。
- ・例えば自治会等の名称が●●区町内会であり、内部組織である班等又は隣組等の名称が◇◇自治会である事例が存在します。

#### ④自治会長等

- ・自治会等の長のことをいい、ここでは名称如何を問わず、隣組等及び班等の長を除くものとします。
  - ・名称は自治会長の他、連合会長、町内会長、区長など地域によって異なります。
  - ・地域の慣例として、市に対して区長を推薦する場合、多くは自治会長等が推薦されています。
- ※市との協定に基づき委嘱される区長とあわせて、自治会長等の名称が「区長」または「行政区長」であることもあります。

#### ⑤自治活動

- ・自治会等をはじめとする地域の各種団体が行う地域清掃やまつりなどの活動のことをいいます。各種団体が行う活動等に対して、市からの補助を受けている場合があります。  
(子ども会、シニアクラブ、自治公民館、アンビシャス事業など)

#### ⑥地縁団体

- ・各種団体のうち、自治会等をはじめとする地縁によって結びついたものをいいます。

#### ⑦機能団体

- ・各種団体のうち、NPO やボランティア団体など地縁に限らず、特定の目的を持って結成されたものをいいます。

### ⑧自治公民館（共同利用施設）

- ・自治公民館は、地域住民の総意により自主的に管理運営される施設又は組織です。
- ・筑紫野市ではおおむね各行政区にひとつあります。
- ・自治公民館は、市からの補助を受けて自治会等が設置し、社会教育法による公民館類似施設として位置づけられます。

### ⑨集会施設（集会所、集会場）

- ・自治会等が活動の拠点として設置した施設のうち、自治公民館に当たらないものをいいます。

### ⑩自治公民館館長

- ・自治公民館の長のことをいいます。
- ・地域の慣例として、多くは自治会長等が兼任しています。

### ⑪自治公民館主事

- ・地域における社会教育活動の振興を図るため、地域の選挙又は推薦による住民総意によって選出された自治公民館主事のことをいいます。
- ・主事は、館長を補佐し、公民館事業の企画及び会議の連絡調整を行います。

## 2. 地域コミュニティに関わる用語の定義

### ①地域コミュニティ

- ・地域コミュニティ基本構想において「これから目指すべき地域社会の姿」として掲げたもので「自治会等をはじめとする地域の各種団体（地縁団体と機能団体）が連携し、自ら地域の課題を解決しようとする地域社会」のことをいいます。

### ②（旧）コミュニティ構想

- ・昭和 51 年に筑紫野市が掲げたコミュニティ構想のことをいいます。
- ・基本構想では 7 コミュニティ区域の設定を目標としていましたが、平成 26 年度までに 7 つのコミュニティ運営協議会が設立されるとともに、平成 28 年度に二日市東コミュニティセンターが建設され、各コミュニティ区域における拠点施設の整備が完了しています。

### ③地域コミュニティ基本構想

- ・市と区長会との協議により、平成 21 年 3 月に策定した地域コミュニティづくりの基本構想のことをいいます。

### ④コミュニティの区域

- ・地域コミュニティ基本構想において定めた二日市、二日市東、山口、御笠、山家、筑紫、筑紫南の 7 つの区域のことをいいます。
- ・地域コミュニティ推進条例では、別表に行政区名で各コミュニティの区域を規定しています。

### ⑤コミュニティセンター

- ・7 つのコミュニティの拠点施設として市が整備した公設公営の施設のことをいいます。
- ・筑紫野市のコミュニティセンターは、地域住民によるまちづくり、生涯学習社会の実現を目的とする他、市役所出張所、災害時の一次避難所としても位置づけられています。

### ⑥コミュニティセンターの館長、主事

- ・市長及び教育委員会からの辞令を受けて各コミュニティセンターに配置された市職員のことをいいます。

### ⑦コミュニティ運営協議会（地域運営組織）

- ・地域コミュニティづくりを目的とし、各コミュニティの区域において自ら規約を定めて結成された団体のことをいいます。
- ・筑紫野市地域コミュニティ推進条例において、「地域コミュニティづくりを目的とする団体で、別表に定めるものをいう。」と定義しています。
- ・全国的に、コミュニティ協議会、まちづくり協議会、郷づくり推進協議会、住民自治協議会などと名称が統一されていませんが、最近では、これらを総称して地域運営組織(まち・ひと・しごと創生会議)、小規模多機能自治組織(小規模多機能自治ネットワーク)などと呼ばれています。

### ⑧コミュニティ運営協議会の位置づけ

- ・第二次筑紫野市地域コミュニティ基本計画において、「公共的団体」として位置づけています。

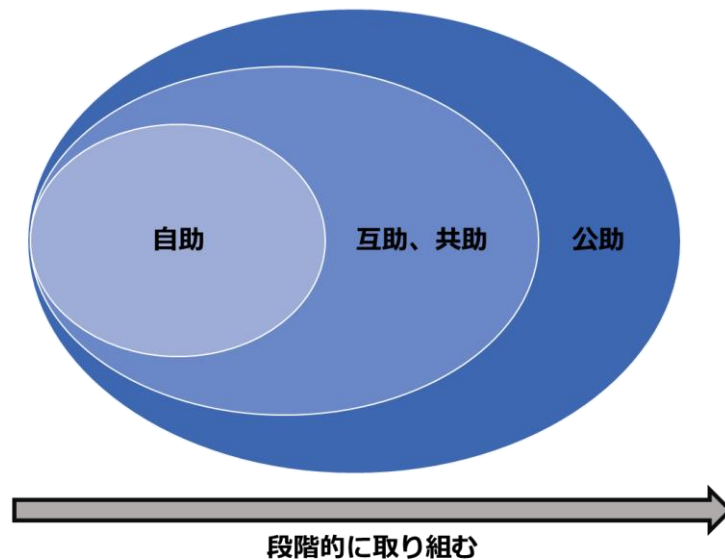
### ⑨コミュニティ運営協議会の役割

- ・地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々と地域で活動する団体が中心となって、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行っています。

### ⑩補完性の原則

- ・個人の自律に基礎を置き、個人でできることは自助として個人で解決し、個人で解決できないことは互助、共助として地域、NPO 等が解決し、それでも解決できない場合に公助として市が解決するという考え方をいいます。

### 補完性の原則に基づく優先度



### ⑪コミュニティ運営協議会の活動内容

- ・地域の自主的な活動や市との協働によって、防犯防災、福祉、教育、環境、青少年健全育成など地域特有の課題解決を目的として、活動に取り組んでいます。
- ・コミュニティ運営協議会の活動は、主に運営委員会において意思決定がなされた後、部会とその構成団体によって実施されています。
- ・また、「筑紫野市コミュニティパートナーシップ協定」及び「第二次筑紫野市地域コミュニティ基本計画」に基づき、活動に当たっては、市から財政支援を行うとともに、人的支援、物的支援及び情報支援を行うものとしています。

### ⑫運営委員会（執行委員会）

- ・コミュニティ運営協議会の役員、自治会長、部会長等によって構成されるコミュニティ運営協議会の内部組織のことをいいます。
- ・御笠まちづくり協議会では、執行委員会と呼ばれます。

### ⑬部会（専門部）

- ・地域住民や地域内の各種団体によって構成され、防災、福祉、子育てなどのテーマごとに置かれるコミュニティ運営協議会の内部組織のことをいいます。

### ⑭コミュニティ運営協議会の構成団体

- ・おおむね地域内の自治会等を基盤としつつ、子ども会、消防団、地区シニアクラブ連合会、自治公民館連絡協議会、その他ボランティア団体、NPO など、地域内の各種団体によって構成されています。
- ・地域住民のみを構成員とする団体だけでなく、NPO 法人、社会福祉法人、学校法人、企業等の法人が含まれることもあります。

### ⑮コミュニティ連絡会

- ・7つのコミュニティ運営協議会の会長を構成員とし、自ら規約を定めて結成した任意団体（山家コミュニティ運営協議会については認可地縁団体）のことをいいます。
- ・「第二次筑紫野市地域コミュニティ基本計画」において、7つのコミュニティ運営協議会に対して市から提案を行うような場合には、このコミュニティ連絡会において行うこととしています。

### ⑯コミュニティパートナーシップ協定

- ・筑紫野市とコミュニティ運営協議会が対等なパートナーであり、協働によるまちづくりを目的として掲げていくことを規定した協定です。
- ・コミュニティ連絡会において協議の上、各コミュニティ運営協議会における議決を経て平成28年7月6日に初めて締結されており、解除の申出がなければ延長されていくものとしています。
- ・この協定書では、市はコミュニティ運営協議会に対して各種支援を行うこと、コミュニティ運営協議会はより安全で安心なまちづくりを目指すため、防犯・防災、環境、福祉などの活動に取り組むことを定めています。

### ⑰地域コミュニティ推進条例

- ・安定的かつ継続的に地域コミュニティづくりを推進していくために、平成28年3月に市が制定した条例のことをいいます。

### ⑱地域コミュニティ基本計画

- ・市がコミュニティに対して行う支援や事業について、基本的な考え方をまとめた市の計画のことをいいます。
- ・本計画の期間は、令和2年度から令和5年度までとなっています。

### ⑲地域まちづくり計画

- ・各コミュニティ運営協議会が主体的に策定する計画のことをいいます。
- ・地域まちづくり計画には、各地域の将来ビジョンを掲げると共に、10年程度の中長期的な期間において各協議会がどのような活動を行っていくかを規定しています。

#### ⑩地域コミュニティづくり交付金

- ・地域コミュニティづくり交付金交付要綱及び筑紫野市コミュニティパートナーシップ協定に基づいて行う、市からコミュニティ運営協議会に対しての補助のことをいいます。
- ・交付金は、防犯防災、環境、福祉、子育て支援、青少年健全育成、人材育成、生涯学習、市との協働事業、その他の地域コミュニティづくりの推進に関する活動に充てることができます。
- ・交付金の配分額は、コミュニティ連絡会における事前協議を踏まえ決定しています。

#### ⑪地域コミュニティ推進基金

- ・筑紫野市地域コミュニティ推進基金条例に基づき設置された市の基金のことを言います。
- ・推進基金は、コミュニティ運営協議会による住民主体のまちづくりに要する費用に充てることを目的としています。

## 【参考資料②】 筑紫野市 ●●コミュニティ パートナーシップ協定書

筑紫野市（以下「甲」という。）と●●コミュニティ運営協議会（以下「乙」という。）とは、市、地域住民及び地域で活動する各種団体の協働により、より安全で安心なまちづくりを目指す地域社会を築いていくことを目指し、「筑紫野市コミュニティ推進条例」第 8 条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙が対等なパートナーであることを認識し、双方が持つ特性を理解して認め合うとともに、協働によるまちづくりを進めていくことを目的として必要な事項を定めるものとする。

## 1 75

### （甲の役割）

第 2 条 甲は、乙に対して筑紫野市地域コミュニティづくり交付金による財政支援を行うとともに、甲乙協議の上、人的支援、物的支援及び情報支援を行うものとする。

### （乙の役割）

第 3 条 乙は、地域の自主的かつ自律的な活動又は市との協働によって、より安全で安心なまちづくりを目指すため、おおむね次に掲げる活動に取り組むものとする。

- (1) 地域の防犯及び防災に関する活動
- (2) 地域の環境美化及び保全に関する活動
- (3) 地域の福祉の向上に関する活動
- (4) 地域の青少年健全育成、人材育成及び教育に関する活動
- (5) その他地域コミュニティの推進に関する活動

2 前項に規定する活動の詳細については、甲乙協議の上、別に定める。

### （情報の共有と適正管理）

第 4 条 甲と乙は、定期及び必要に応じて臨時に協議の場を設け、地域に係る情報を共有するよう努めるものとする。

2 乙は、甲から提供された情報について、個人情報保護の観点から適切に管理しなければならない。

### （協定の期限）

第 5 条 この協定は、1 年間有効とする。ただし、期限満了の 2 ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除の申出がない場合は、更に 1 年間、協定を延長するものとし、以後この例による。

### （その他）

第 6 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

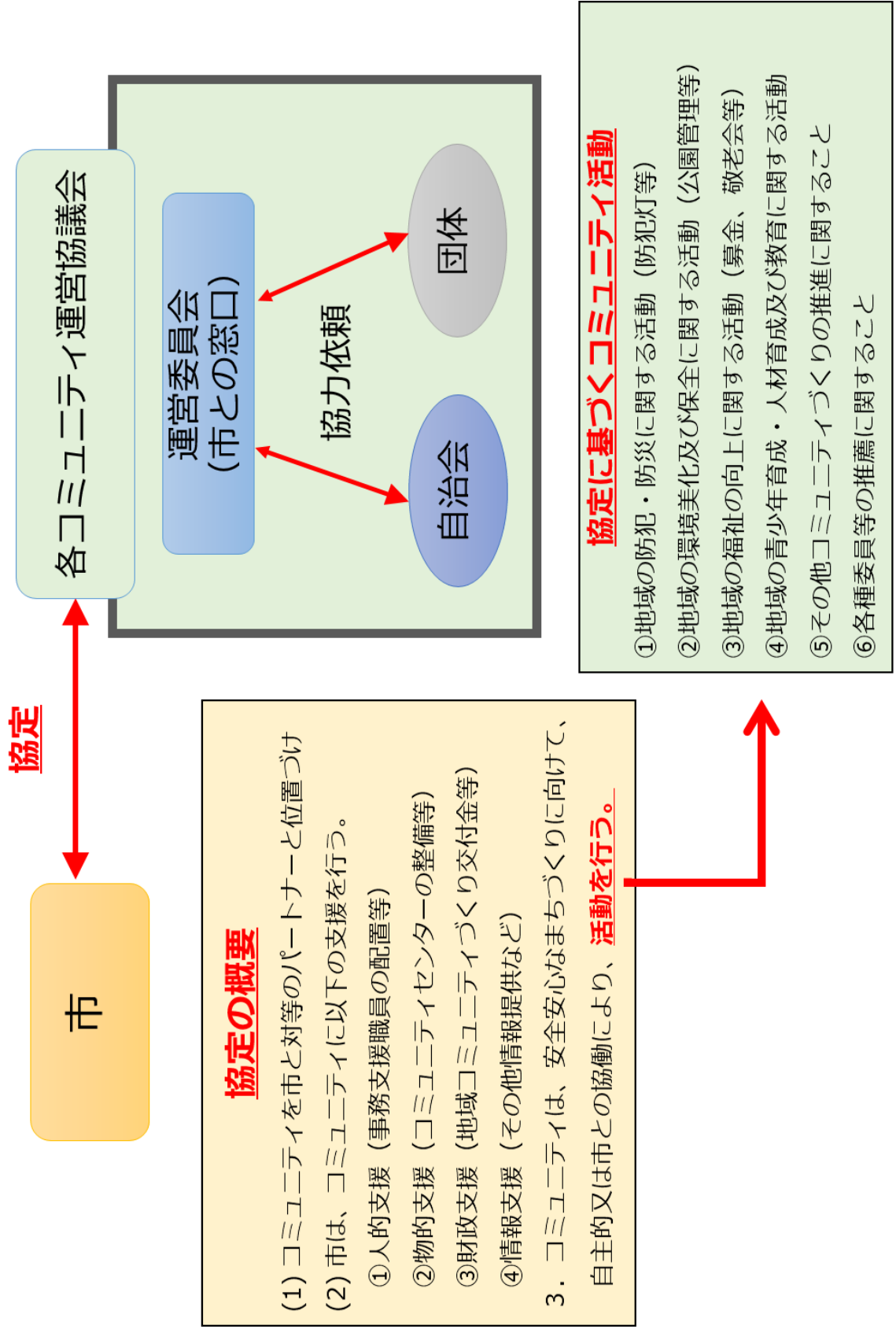
本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 筑紫野市石崎一丁目 1 番 1 号  
筑紫野市  
代表者 筑紫野市長 藤 田 陽 三

乙 筑紫野市（所在地）  
●●コミュニティ運営協議会  
代表者 会長

# 筑紫野市 コミュニティ パートナリシップ協定のイメージ図





**【参考資料3】コミュニティ、自治会の活動  
(平成28年7月筑紫野市コミュニティパートナーシップ協定締結時点)**

◎ コミュニティ・自治会に行っていたいただくもの ◎	
<b>地域の防犯・防災に関する活動</b>	
危機管理課	防災・防犯・交通安全の取組要請
危機管理課	防犯灯設置等補助申請
危機管理課	防犯灯電灯費補助申請
<b>地域の環境美化及び保全に関する活動</b>	
環境課	環境美化(不法投棄等)に関する申請
子育て支援課	筑紫野市児童遊園及び小規模児童遊園
維持管理課	都市計画公園清掃業務委託
<b>地域の福祉の向上に関する活動</b>	
生活福祉課	日本赤十字社社員及び社資等関係事務
高齢者支援課	敬老の日事業
(社会福祉協議会)	共同募金運動に関する事務
<b>地域の青少年育成・人材育成及び教育に関する活動</b>	
文化・スポーツ振興課	市民体育祭
生涯学習課	小地区公民館主事設置補助申請
生涯学習課	小地区公民館設置補助申請
<b>その他コミュニティづくりの推進に関すること</b>	
関係各課	市が行う各種事業等の参加協力要請
文化財課	埋蔵文化財発掘調査作業員募集(回覧)
税務課	市民税減免(行政区長名で登録され、保管場所が小地区公民館になっている軽自動車等)
教育政策課	人権問題啓発市民懇談会
<b>(各種委員の推薦に関すること)</b>	
生活福祉課	民生委員児童委員推薦依頼
生活福祉課	民生委員推薦会委員
商工観光課	国勢調査調査員推薦依頼
企画政策課	総合計画審議会委員
総務課	被表彰者選考委員会委員
選挙管理委員会	明るい選挙推進協議会委員
危機管理課	交通安全対策協議会委員
危機管理課	防災会議委員

◎ コミュニティ・自治会に行っていたいただくもの ◎	
<b>(各種委員の推薦に関すること)</b>	
危機管理課	国民保護協議会委員
人権政策課	人権施策推進審議会委員
人権政策課	人権文化センター運営審議会委員
男女共同参画推進課	男女共同参画審議会委員
コミュニティ推進課	コミュニティ施設等運営協議会委員
環境課	環境衛生推進員
環境課	環境衛生推進員協力員視察研修
環境課	環境審議会委員
健康推進課	総合保健福祉センター運営協議会委員
健康推進課	健康づくり推進協議会委員
健康推進課	献血推進協議会委員
生活福祉課	地域福祉計画等推進委員会委員
生活福祉課	障害者施策推進協議会委員
高齢者支援課	介護保険運営協議会委員
<b>(各種委員の推薦に関すること)</b>	
都市計画課	都市計画審議会委員
学校教育課	学校通学区域審議会委員
生涯学習課	社会教育委員
生涯学習課	生涯学習センター協議会委員
文化・スポーツ振興課	筑紫野市スポーツ推進審議会 委員
危機管理課	筑紫野市暴力追放推進市民協議会委員
危機管理課	筑紫野市安全安心まちづくり連絡会委員
環境課	ごみ減量推進連絡協議会委員
商工観光課	二日市温泉と天拝山観月会実行委員会委員
文化・スポーツ振興課	天拝山ロードレース大会実行委員会 実行委員・事務局員
文化・スポーツ振興課	筑紫野市体育協会理事
生活福祉課	社会福祉協議会理事・評議員
文化・スポーツ振興課	校区体育振興会 委員